

水と森林と人を育む

利根川源流のまち

みなかみ

第2次みなかみ町総合計画

2019年2月
群馬県みなかみ町



みなかみ町長

鬼頭 春二

『水と森林と人を育む 利根川源流のまち みなかみ』を目指して

本町では「水と森・歴史と文化に息づく利根川源流のまち」を目指し、2017年度(平成29年度)を最終年度とした第1次みなかみ町総合計画に基づき、これまで町政の推進に当たってまいりました。

2005年(平成17年)10月の3町村合併から10年以上が経過しましたが、この間の社会情勢・経済情勢は目まぐるしい変化を遂げており、少子高齢化の進行や人口減少の加速化、地域の担い手不足など、本町においてもその傾向が顕著であります。生産年齢人口の減少や生産性の低下、地域経済の縮小などは、税収の減少や社会保障費の増加、また超高齢社会に対応したインフラの整備など、行政の取り組むべき課題にも大きく影響を及ぼします。

今般策定いたしました第2次みなかみ町総合計画は、第1次総合計画を継承しながら、これまでの社会経済情勢の変化に対応するための視点と発想を新たに加えた計画であり、将来像を「水と森林と人を育む 利根川源流のまち みなかみ」と定め、6つの基本目標のもと、計画的に施策や事業を展開することとしています。

本町は、日本を代表する大河川である利根川の最上流域に位置し、人口・経済において世界最大を誇る東京都市圏の約8割、3,000万人の生命と暮らしを支える水の最初の一滴を生み出す水瓶として、重要な役割を担っております。また、先人から継承され培われてきた豊かな自然と共生しながらまちづくりを展開してきた経緯や、これまでの取り組みが世界に認められ、2017年(平成29年)6月14日にはユネスコエコパークに登録されました。

今後、第2次総合計画とみなかみユネスコエコパークのそれぞれの理念に基づきまちづくりを展開してまいりますので、町民の皆様の格別なご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、町民各位をはじめ、総合計画審議会委員、町議会議員、各種関係団体の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、今後とも町政発展のため、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2019年(平成31年)2月

目 次

第1編 序 論

第1章 計画の概要

第1節 策定の趣旨	7
第2節 策定の基本的な視点	8
第3節 計画の構成と期間	9

第2章 本町の概要

第1節 地勢・歴史	10
第2節 人口と世帯	12
第3節 産業・地域経済	14
第4節 時代の潮流	18

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの方針

第1節 基本理念と将来像	22
第2節 目標人口	24
第3節 土地利用の方針	26

第2章 施策の大綱

第3編 前期基本計画

基本目標Ⅰ 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

施策1 地域福祉の推進	34
施策2 高齢者福祉の充実	36
施策3 子育て支援の充実	38
施策4 障害者福祉の充実	40
施策5 健康づくりの推進	42
施策6 医療の充実	44
施策7 消防防災対策の強化	46
施策8 生活安全対策の推進	48
施策9 道路の安全性と利便性の確保	50

施策10	公共交通の維持・確保	52
施策11	水道の整備	54
施策12	循環型社会づくりの推進	56

基本目標Ⅱ 豊かな自然と共生するまち

施策13	人と自然の共生の推進	58
施策14	生活環境の保全	60
施策15	まちなみの整備	62
施策16	獣害対策の推進	64

基本目標Ⅲ 活力にあふれるまち

施策17	観光の振興	66
施策18	農業の振興	68
施策19	商工業の振興	70

基本目標Ⅳ 豊かな心と文化を育むまち

施策20	学校教育の充実	72
施策21	生涯学習の推進	74
施策22	生涯スポーツの推進	76
施策23	文化財の保存と活用	78

基本目標Ⅴ 地域をささえるひとづくり

施策24	平和と人権の尊重	80
施策25	交流連携の推進	82
施策26	移住定住の促進	84
施策27	町民による地域づくりの推進	86

基本目標Ⅵ 効率的で効果的な行政運営

施策28	計画的な財政運営の推進	88
施策29	事業効果の向上の推進	90
施策30	効率的な組織運営の推進	92

資料編

計画策定の経緯	96
みなかみ町総合計画審議会条例	97
みなかみ町総合計画審議会名簿	98
策定委員会名簿	99

第1編 序論

第1章 計画の概要

第2章 本町の概要

第1章 計画の概要

第1節 策定の趣旨

本町では、2008年度(平成20年度)から2017年度(平成29年度)の10年間を計画期間とする「第1次みなかみ町総合計画」に基づき、「水と森・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ」を将来像としてまちづくりを進めてきました。

この計画は、まちづくりの基本的な理念や目標、方針などを定める基本構想、基本構想に基づく具体的な施策を示す基本計画からなる町の最上位計画となっており、これに基づいて行政運営を行っています。しかし、地方分権改革の取り組みの中、2011年(平成23年)の地方自治法の改正により、基本構想の策定を義務づけていた規定が廃止されたため、基本構想の策定の是非だけでなく、基本構想や基本計画をどのような位置づけとするかも、改めて各市町村が自ら定義することが必要になりました。しかし、住民の皆さんと本町の将来像を共有し、その実現に向けてそれぞれの役割を担いつつ計画的にまちづくりを進めていくうえで、基本的な指針となる総合計画の存在意義はますます大きくなっているといえます。

第1次総合計画策定以降、国全体で見ると、少子高齢化や人口減少、また社会保障費は毎年1兆円規模で増加し、更には老朽化が進む公共インフラ対策など、多額の財政負担が生じています。

本町においても、人口の自然減が毎年約200人、社会減も毎年約200人の計約400人ずつが減少すると同時に、高齢化も進行しています。また、地方交付税については段階的に優遇措置が減っていくことになります。このように本町の財政状況は今後厳しさを増していくことは必至であります。

こうした状況を踏まえつつ、本町の魅力や特徴を存分に発揮し、さまざまな課題を乗り越えながら効率的な行政サービスを提供するため、新たな時代に沿った行政経営の指針となる「第2次みなかみ町総合計画」を策定します。



▲月夜野インターチェンジ付近

第2節 策定の基本的な視点

(1)社会情勢に対応した計画づくり

本町の現状、社会、経済、財政状況などを分析し、課題を的確に認識した上で、今後の将来動向を考慮した計画づくりを行います。

(2)地域の特性を活かす計画づくり

本町の豊富な自然資源や地域に根付く伝統文化、商工業・農林業などの地域産業や人材などの地域資源に更なる磨きをかけ、魅力を最大限に発揮できる計画づくりを行います。

(3)総合戦略と相乗効果を図る計画づくり

本計画と「みなかみ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とが相乗効果を発揮し、より効果的に施策展開が図られるよう、重点的に取り組む施策を明確にして、戦略性の高い計画づくりを行います。

(4)分野別計画との調整による実効性を高めた計画づくり

各課において策定している分野別計画については、法に基づき策定される計画や、町独自の政策を実現するために策定される計画など多岐に及んでおり、本計画との連携が明確ではないことから、計画の内容を整理した上で連携を強化し、実効性を高めた計画づくりを行います。

※検討の視点

みなかみ町では、第2次総合計画を策定する上で、次に掲げることを重要な視点と捉えます。

- ①人口減少、少子高齢化への本格的な対策
- ②ユネスコエコパーク登録を契機とした、自然を“まもり・いかし・ひろめる”取り組みの強化
- ③観光戦略の推進によりまちの魅力を発見・創造し、交流人口の拡大を図る
- ④地域医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)を構築し、高齢化社会に対応した健康・医療・福祉の充実

第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

(1)基本構想

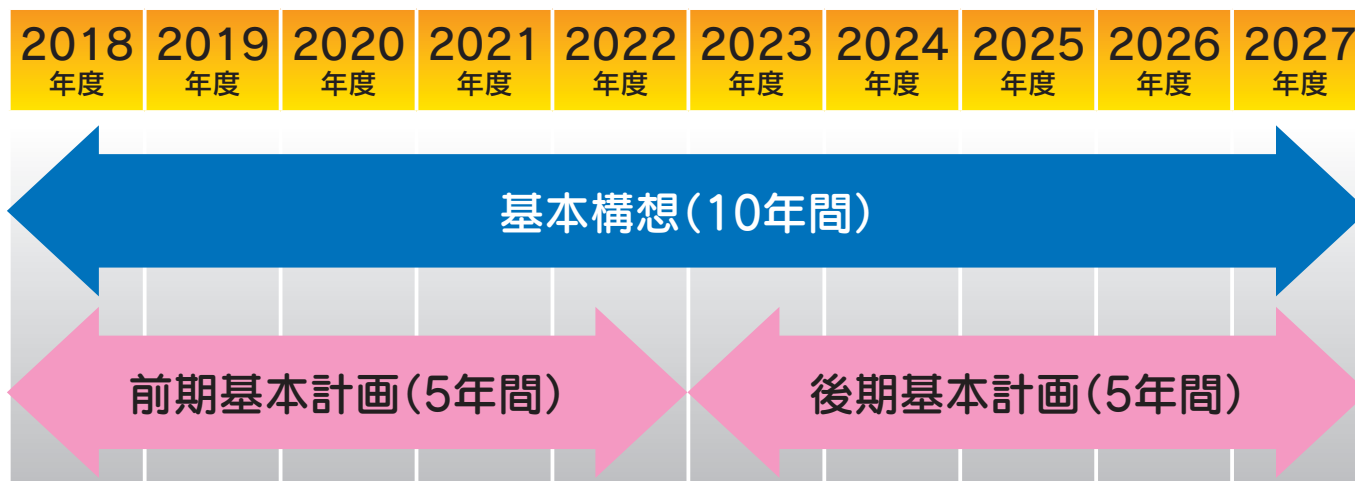
基本構想は2018年度から2027年度の10年間を計画期間として、時代の潮流や本町の特徴を踏まえ、目指すまちづくりの基本理念や目指すべき将来の方向性を明確に示すとともに、それを実現するための構想です。

(2)基本計画

基本計画は、2018年度から2022年度の5年間を前期基本計画、2023年度から2027年度の5年間を後期基本計画として、基本構想で定められた基本目標に基づき、具体的な施策展開を分野別に体系化します。

第1次総合計画は、具体的な施策や事業の内容を示した「実施計画」も含めた3階層で構成されていましたが、昨今の社会情勢・経済情勢の変化に柔軟に対応することを目的とし、本計画では実施計画を策定せず、個別具体的な施策・事業については、各分野の個別計画にゆだね、時代に合った施策・事業を展開していくこととします。

■第2次みなかみ町総合計画の期間



第2章 本町の概要

第1節 地勢・歴史

1 地勢

みなかみ町は、群馬県の最北に位置し、北は新潟県の湯沢町、南魚沼市、魚沼市と県境の谷川連峰で接し、東は沼田市、片品村、川場村、西は高山村、中之条町とにそれぞれ接しております。また、流域面積日本一の利根川源流の町として数多くのダムを有しており、人口・経済において世界最大を誇る東京都市圏の約8割、3,000万人の生命と暮らしを支える水の最初の一滴を生み出す水瓶の町として重要な役割を担っております。

標高は300mから2,000m級の山岳にまでわたり、北にそびえ立つ谷川連峰の山々には、谷川岳をはじめとする多くの山岳観光資源があり、山麓には水上温泉郷、猿ヶ京三国温泉郷及び上牧温泉など、「みなかみ18湯」と称される多数の温泉地があります。

面積は781.08km²と広大で、その90%以上を山林が占めており、山岳、森林、高原、湖沼、河川、渓谷など変化に富んだスケールの大きい自然は、上信越高原国立公園をはじめとするさまざまな自然保護区に指定されています。これらの自然環境とそれをよりどころとしてきた人々の生活や文化は、自然と人間社会が共生する世界的なモデル地域であると認められ、2017年(平成29年)6月に「ユネスコエコパーク」に登録されています。

また、上越新幹線の上毛高原駅や関越自動車道の月夜野IC、水上ICの2つのインターチェンジが存在するなど、県北の玄関口としての役割を担っています。



▲冬の谷川岳

2 歴史

平安時代の漢和辞書である和名類聚抄(わみょうるいじゅしょう)によると、月夜野地区は利根四郷のうち、利根川右岸は呉桃郷(なぐるみごう)、左岸は渭田郷(ぬまたごう)と呼ばれ、新治地区は呉桃郷の上流に、水上地区は渭田郷の上流に位置しています。この二つの郷は大峰山系により隔てられ、水上地区側は利根川が流れ、新治地区側は赤谷川が流れ月夜野地区で利根川に合流します。

江戸時代になると江戸と新潟を結ぶ三国街道が五街道に次ぐ重要路として整備されました。この三国街道は、北国大名の参勤交代路や新潟奉行、佐渡奉行の通行路として、また江戸と越後の物資の流通路として大変活用した街道であり、町内には宿場町としての温泉郷や遺産が多く見られます。この地域の文化は、江戸はもちろん信州や越後など他国の影響を大きく受けて育まれてきました。また、江戸時代には、水上地区から新潟方面に抜ける清水峠が開かれ、1885年(明治18年)には清水越え新道(清水国道)として全通。人力車や荷車、荷馬車の輸送路として利用されました。

1931年(昭和6年)清水トンネルの完成により上越線が全線開通となり、1947年(昭和22年)には全線が電化されました。1954年(昭和29年)には東京-水上間に初めて電車が走り所要時間は3時間に短縮され、谷川岳が登山のメッカとして知れわたるとともに、1955年(昭和30年)の高度経済成長期における国民の余暇需要の拡大により、湯原地区などの温泉街では大型旅館が建設されるようになり、水上温泉の発展に大きく貢献することとなりました。

鉄道網の変革とともに、1959年(昭和34年)には三国トンネルの完成により、国道17号線が全線開通し、観光業が地場産業として大きく成長することとなり、さらに1982年(昭和57年)には上越新幹線の開通、1985年(昭和60年)の関越自動車道開通といった高速交通網が整備され、優れた観光資源に恵まれた地域として発展してきました。

1889年(明治22年)の町村制施行後、1908年(明治41年)5月1日吾妻郡久賀村と利根郡湯ノ原村との新設合併により新治村が誕生し、1947年(昭和22年)10月10日に水上村が水上町として町制施行し、1955年(昭和30年)4月1日には古馬牧村と桃野村が合併して月夜野町が誕生しています。幾度かの併合と再編を経て、2005年(平成17年)10月1日に現在のみなかみ町の姿になりました。

3町村合併から11年後の2017年(平成29年)6月には、長い間人々の手によって培われ受け継がれてきた美しい農村景観や、豊かな自然資源が世界的に認められ、「ユネスコエコパーク」に登録されました。



▲名胡桃城址

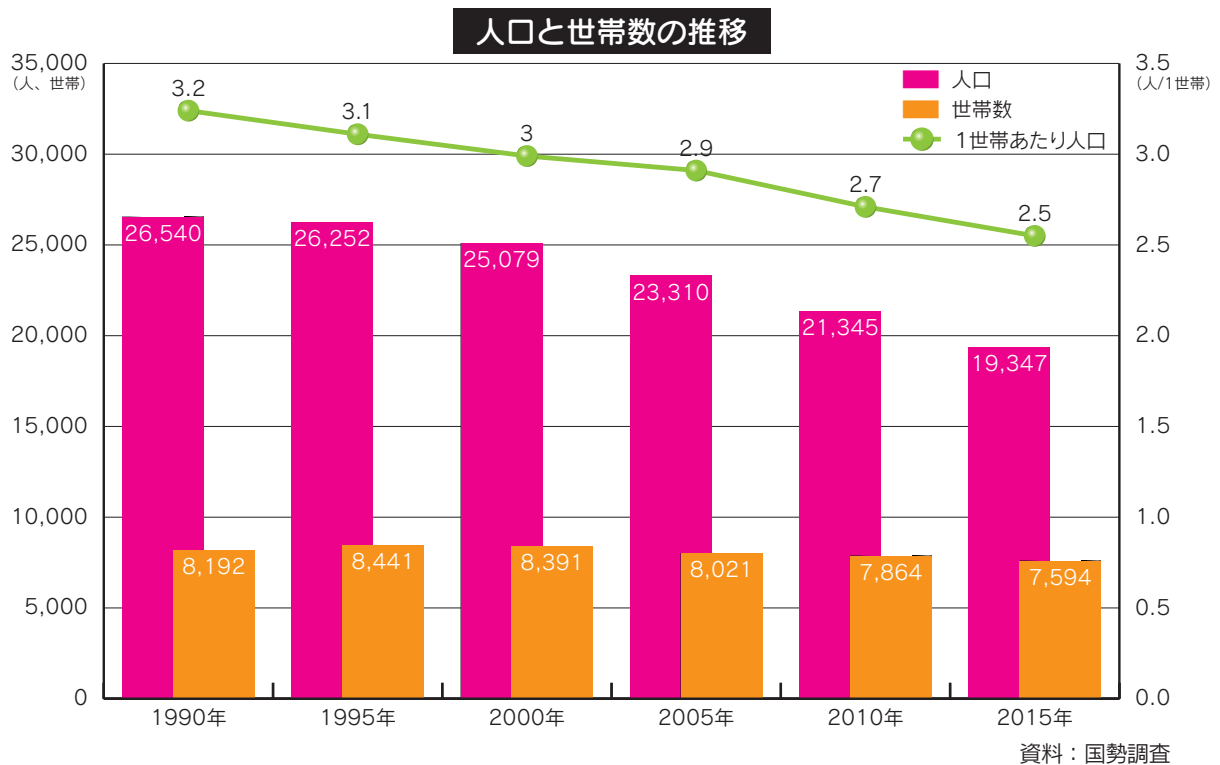
第2節 人口と世帯

国勢調査によると、2015年(平成27年)の人口は19,347人、世帯数は7,594世帯、1世帯あたりの人口は2.55人で

す。人口は減少傾向となり、1990年(平成2年)と2015年(平成27年)を比較すると7,193人減少しています。

世帯数も減少傾向にあり、1990年(平成2年)と2015年(平成27年)を比較すると598世帯減少しています。

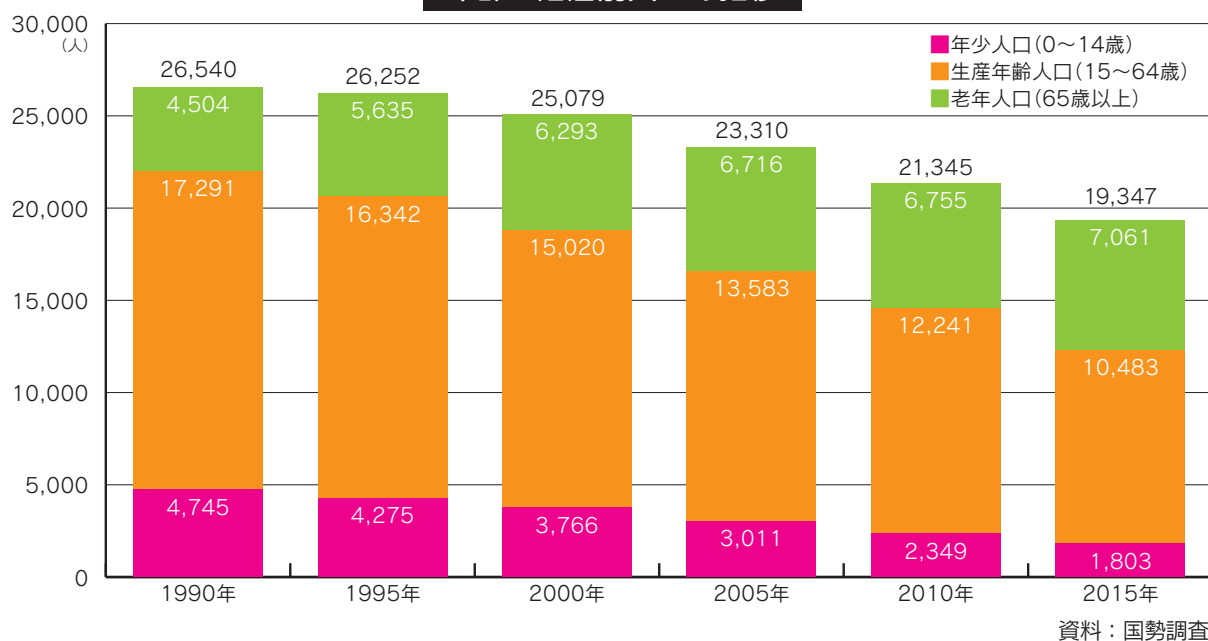
2015年(平成27年)の1世帯あたりの人口は2.55人で、1990年(平成2年)と比較すると0.69人減少しています。



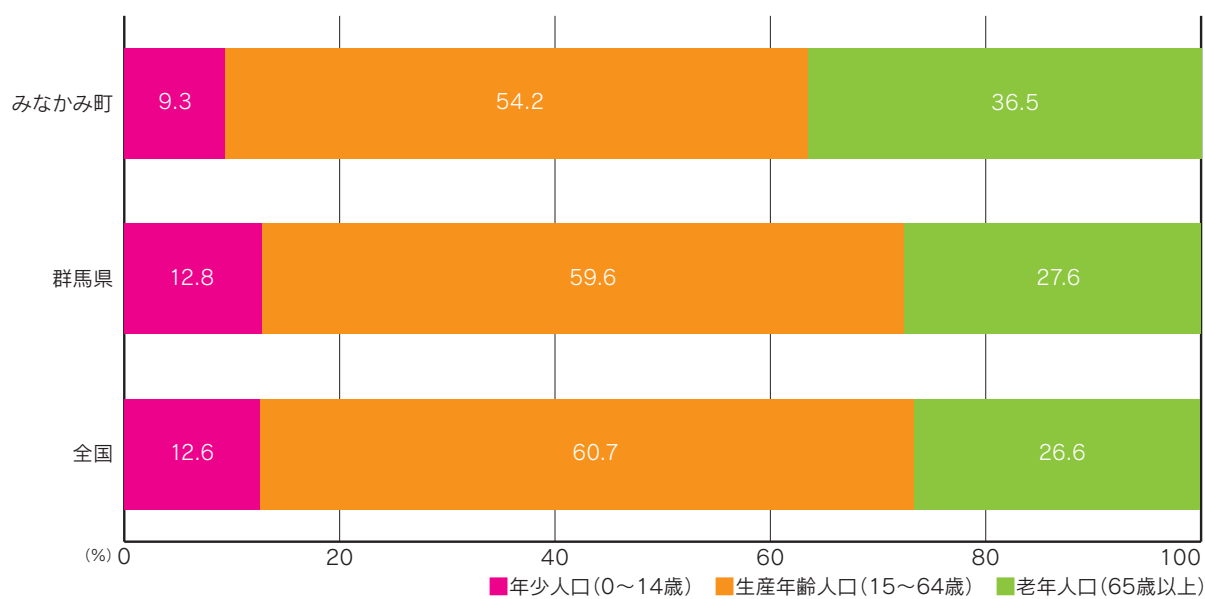
年齢三階層別人口では2015年(平成27年)の年少人口(0~14歳)が1,803人、生産年齢人口(15~64歳)が10,483人、老年人口(65歳以上)が7,061人です。

また、年齢三階層別の構成比では、年少人口(0~14歳)が9.3%、生産年齢人口(15~64歳)が54.2%、老年人口(65歳以上)が36.5%であり、群馬県及び全国の構成比と比べると、少子化及び高齢化の傾向がより顕著であることがうかがえます。

年齢三階層別人口の推移



年齢三階層別人口(本町、本県、全国)

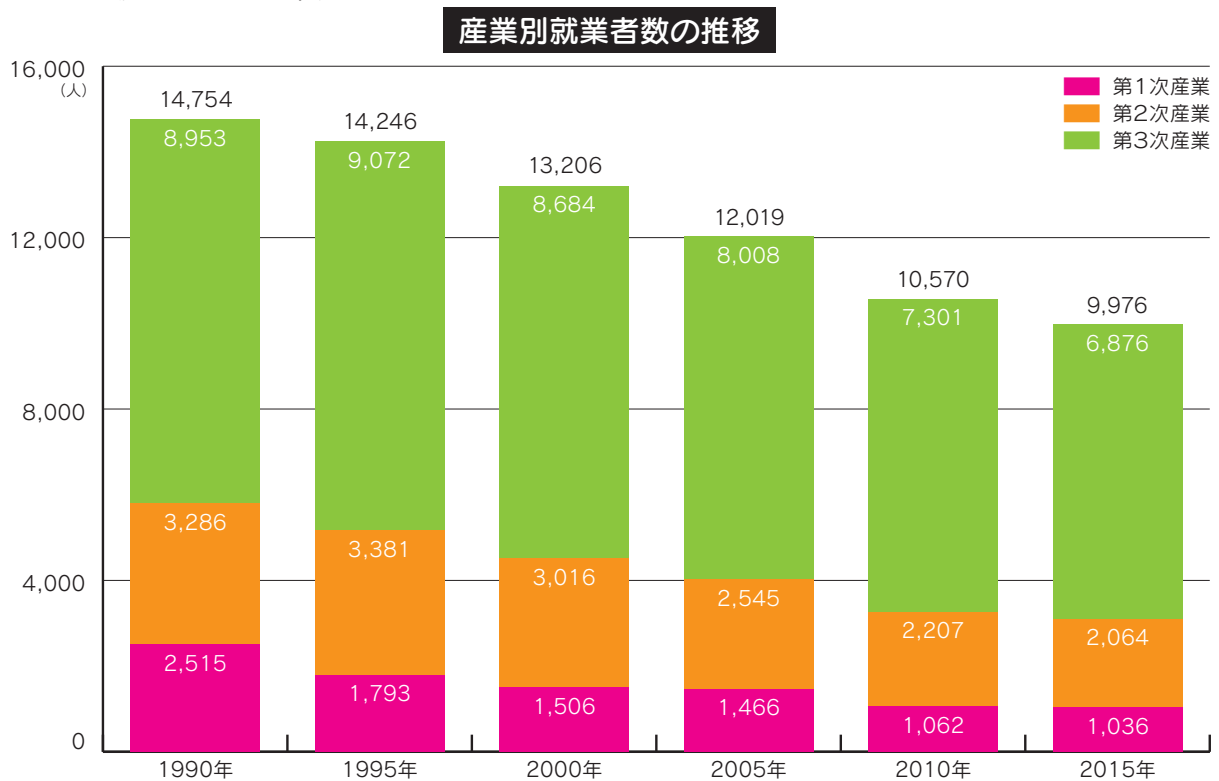


第3節 産業・地域経済

1 産業

国勢調査によると、2015年(平成27年)の産業別就業者数は9,976人となっており、第3次産業が6,876人で全体の7割近くを占めています。

1990年(平成2年)と2015年(平成27年)を比較すると全体で4,778人の減少となり、特に第3次産業の減少が著しく、2,077人の減少となっています。



第1次産業：農業、林業、漁業など

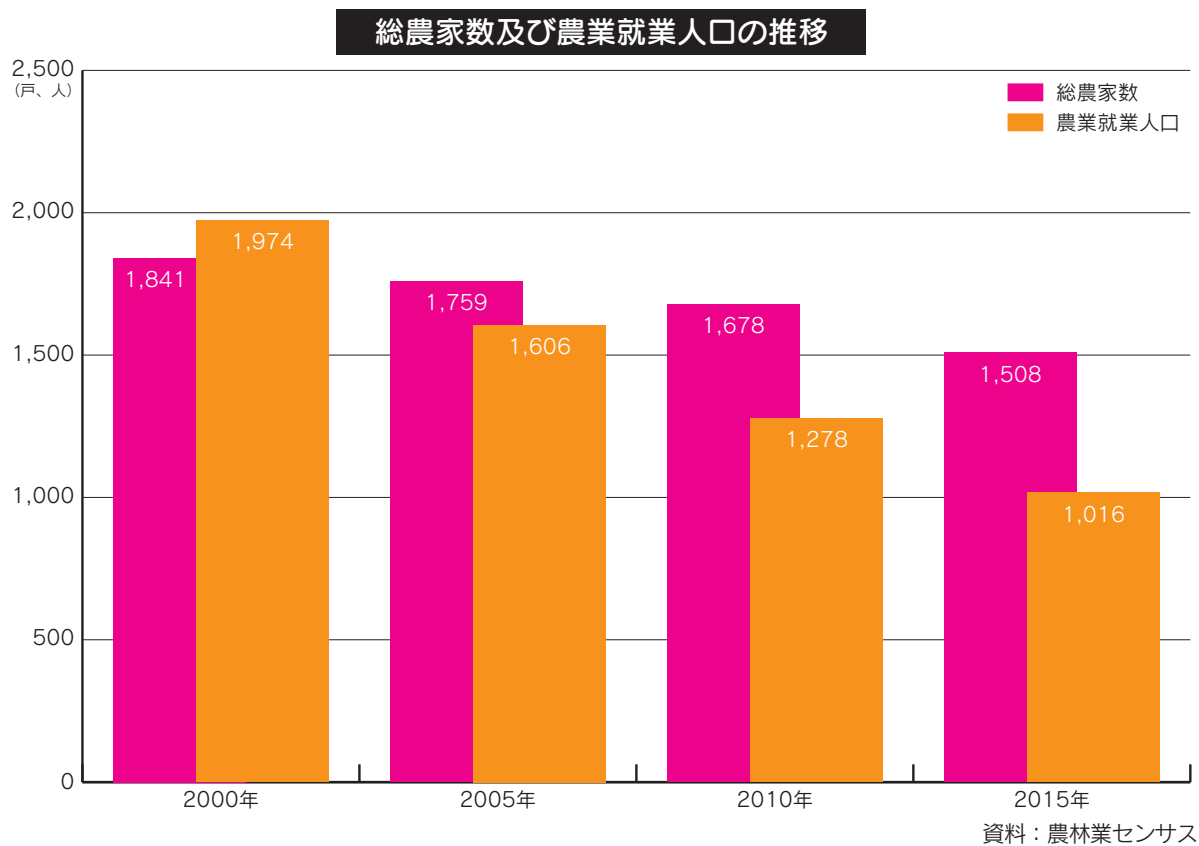
第2次産業：建設業、製造業など

第3次産業：第1次、第2次に分類されない産業。商業、運輸通信業、金融業、公務、自由業その他のサービス業

資料：国勢調査

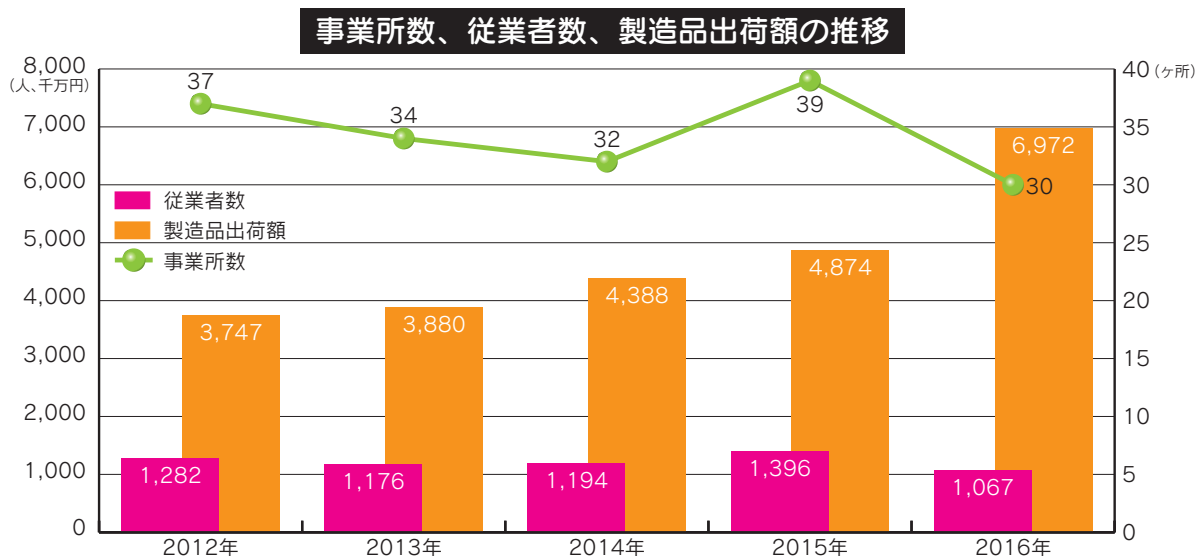
2 農業

本町の農業の総農家数は、2015年(平成27年)が1,508戸で、2000年(平成12年)の1,841戸から333戸減少しています。農業就業人口は、2015年(平成27年)が1,016人で、2000年(平成12年)の1,974戸から958人減少しています。



3 工業

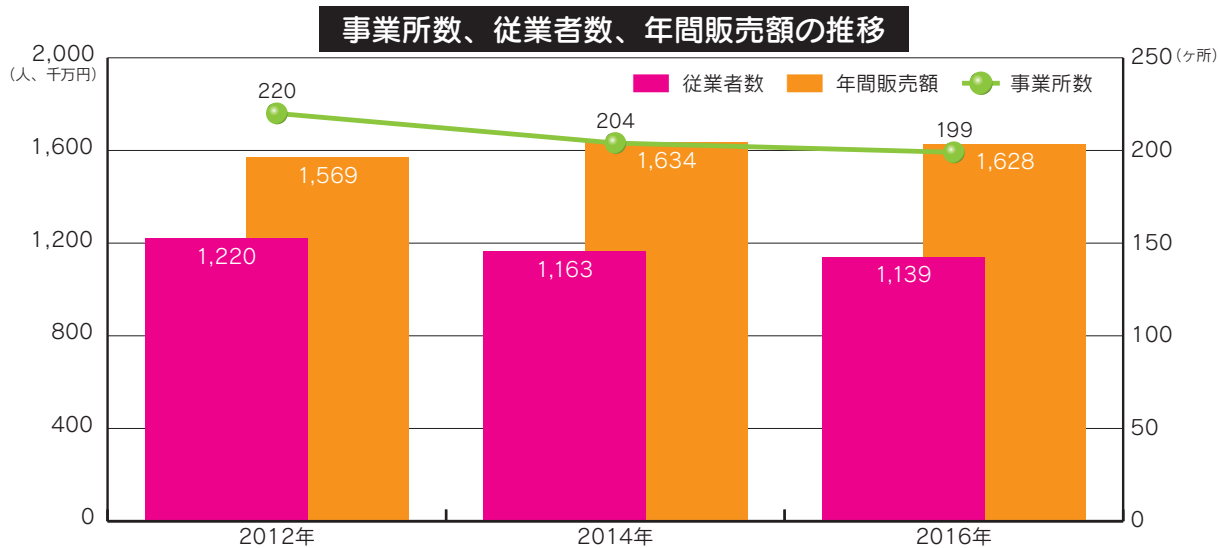
本町の工業における事業所数及び従業者数は一時的な増加はあったものの、減少を続けており、2016年(平成28年)には事業所数が30ヶ所、従業者数が1,067人となっています。一方、製造品出荷額は年々増加傾向にあり、2016年(平成28年)は6,972千万円と例年に比べ大幅な増額となりました。



資料：群馬県工業統計調査（従業者数4人以上の事業所）

4 商業

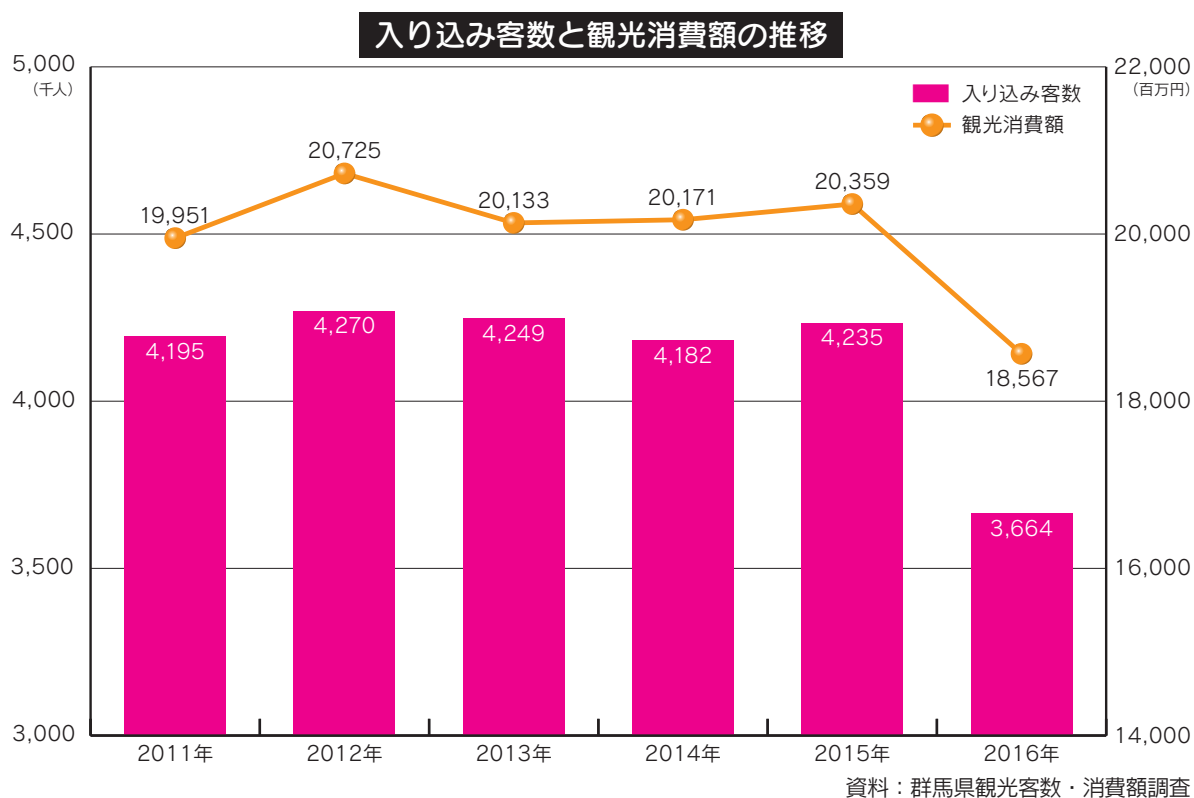
本町の商業における事業所数及び従業者数は2012年(平成24年)以降緩やかな減少を続けており、2016年(平成28年)には事業所数が199ヶ所、従業者数が1,139人となっています。また、年間販売額は、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：群馬県商業統計調査、経済センサス

5 観光

群馬県の観光客数・消費額調査によると、これまで毎年400万人を超える観光客が来町し、賑わいを見せておりましたが、2016年(平成28年)は366万人余りで対前年比86.5%となり、400万人を下回る結果となりました。また、2013年(平成25年)から微増傾向であった観光消費額についても2016年(平成28年)では減少に転じ、対前年比91.2%となり、200億円を下回る結果となりました。



第4節 時代の潮流

1 人口減少と少子高齢化の進行

現在直面している人口減少や少子高齢化は今後も深刻化することが予測され、税収の減少や社会保障費の増加、また、高齢化社会に対応したインフラの整備など、社会経済に与える影響はますます広がりを見せつつあります。これらの社会動向を喫緊の課題と捉え、人口減少に歯止めをかけるとともに、時代の変化に対応したさまざまな施策を展開していく必要があります。

2 安心・安全に対する意識の高まり

東日本大震災以降、熊本地震や局地的豪雨による大規模な災害が各地で発生していることから、地域住民の防災に対する関心や意識は高まっています。また、災害だけでなく、安心・安全な生活を脅かす事件や事故に遭遇しないための対策や備えが求められています。このため、本町においても、予測不能な災害や犯罪などへの対策強化を図るとともに、安心・安全を重視した取り組みを進める必要があります。

3 環境問題の深刻化

地球温暖化は世界規模で問題視されており、私たち一人ひとりの生活を左右する深刻な環境問題であります。地球温暖化の防止策として、温室効果ガスの排出量の抑制や、安全で環境負荷の少ない新たなエネルギーの普及拡大に取り組むとともに、ユネスコエコパークの理念や、人と自然との共生の重要性を再認識させるなど、地域住民の意識の向上や醸成のための取り組みを進める必要があります。

4 地域経済の変化

高齢化や担い手不足は産業面にも影響を及ぼしており、農林業において農地や森林の荒廃が問題となっているほか、商工業においても店舗数の減少や廃業が相次ぐなど、地域経済の低迷が目立ち始めています。これらは観光客の集客難や、雇用の場を求める人々の地域外流出を招く恐れがあり、より一層地域経済を衰退させることにつながりかねません。このため、本町の特長や優位性を活用しながら地場産業を振興させ、新たな雇用を創出するなど、地域経済の活性化に向けた取り組みが必要です。

5 情報通信技術の進展

スマートフォンやインターネット、SNSなどの普及により、近年の情報通信技術は飛躍的に進展しており、時間や場所にとらわれることなく、誰もが世界中の情報を取得することが可能になりました。これにより、生活の利便性の向上や地域を越えた交流促進など、あらゆる分野に効果をもたらしている一方で、インターネットを利用した犯罪や不正アクセス、個人情報の流出などの問題が懸念されるため、セキュリティ対策を強化する必要があります。

6 協働のまちづくり

社会経済情勢の変化により、地方自治体の財政状況は今後厳しさを増していく一方で、地域住民の行政に対する要望や課題は多様化・高度化することが予測され、行政だけの対応は困難な状況になりつつあります。そのため、住民、地域、行政などの多様な主体がまちづくりの担い手としてお互いの役割や責任を認識し、協働でまちづくりを進めることが求められています。



▲月夜野中学校

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの方針

第2章 施策の大綱

第1章 まちづくりの方針

第1節 基本理念と将来像

1 基本理念

個性豊かで存在感のある「みなかみ町ならではの」まちづくりを推進するため、3つの基本理念を設定します。

豊かな自然環境や文化を未来につなぎ、 人と自然が共生するまちづくり

みなかみユネスコエコパークの豊かな自然や文化、芸術をはじめとした豊富な地域資源の保存や継承を心がけるとともに、地域経済の一助としての活用を図り、人間と自然が共生するまちづくりを目指します。

国内外から多くの人を訪れる、 世界中から愛されるまちづくり

基幹産業である観光業の基盤をより一層強化し、商工業の活性化を図るなど、活力あるまちを目指します。また、数多くの温泉地や自然環境などの魅力を国内外問わず発信することにより、賑わいのあるまちづくりを目指します。

郷土愛に満ちあふれた「人」を育むまちづくり

町民が主体となって地域コミュニティ機能の向上や維持に関与することにより、自助・共助の精神が芽生えるとともに、郷土に対する愛着が育まれます。「地域に住み続けたい」「地域を良くしていきたい」「地域に貢献したい」という意欲の向上を図るとともに、次世代を担う子どもたちの郷土愛の醸成に向けたまちづくりを目指します。

2 将来像

3つの基本理念を踏まえて、10年後の目指すべき将来像を設定します。

水と森林と人を育む

利根川源流のまち みなかみ

この将来像は、地域の最大の宝であり資源である美しい自然や景観、水をはじめとするたくさんの森林の恵みを未来を担う子どもたちにつないでいくとともに、町民が豊かな自然環境のもとでゆとりある暮らしが実現できることを目指しています。

また、利根川源流のまちとして、生命と経済活動を支えていることを誇りとし、首都圏住民と交流を深めつつ、森・山・川を守るとともに、水と森と空気を大切にする水源地域としての存在感を持つ地球環境にやさしいまちを目指しています。

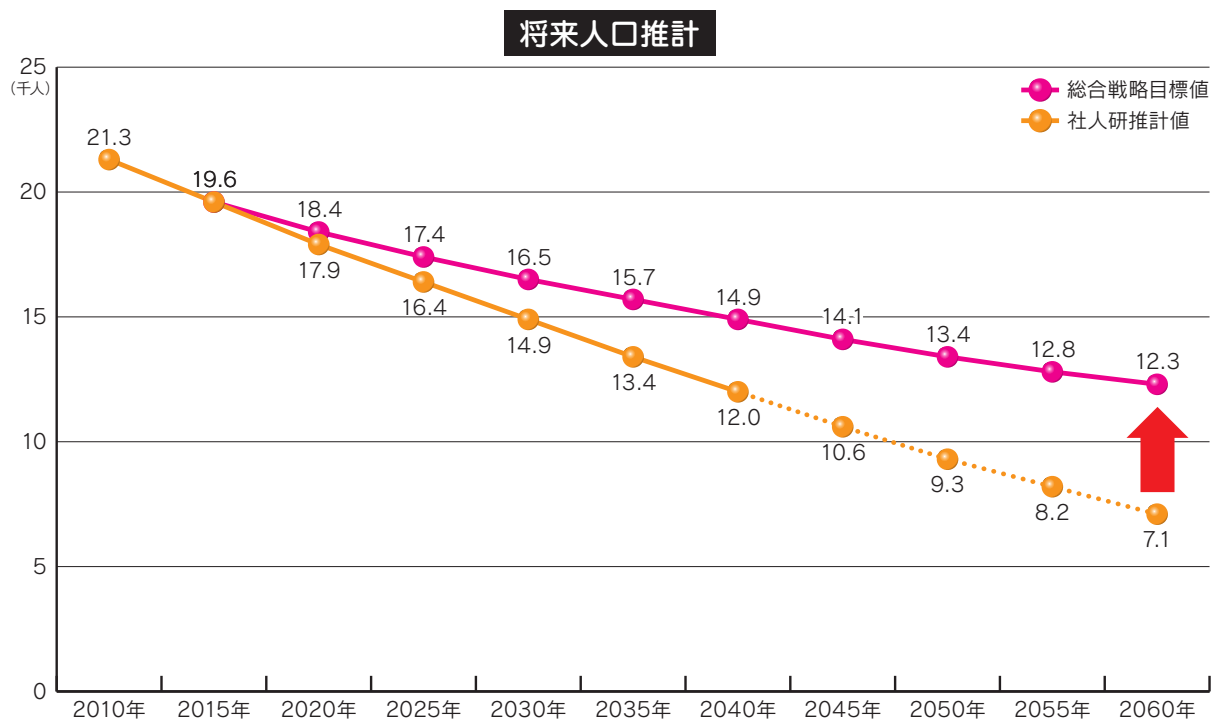


▲奥利根水源の森

第2節 目標人口

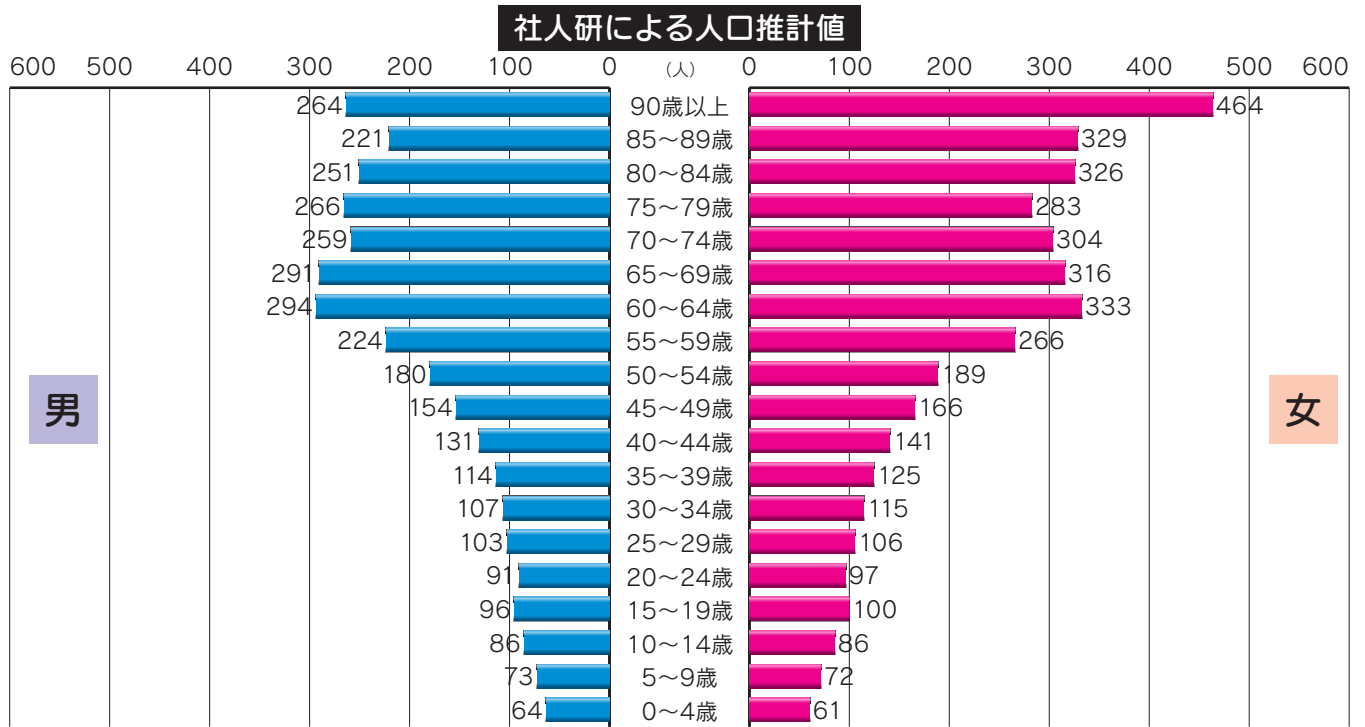
国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が2013年(平成25年)3月に発表した人口推計やそれに準拠した試算によると、急速に進行する人口減少に加え、本町では、転出者数が転入者数を上回る「社会減少」、死亡者数が出生者数を上回る「自然減少」が深刻化していることから、2010年に21,345人だった人口は、2060年には約7,100人まで減少すると推計されています。

そこで、2015年度(平成27年度)に策定された「みなかみ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」内の人口ビジョンでは、人口の将来展望を描いており、2060年において12,300人以上の規模を維持することを目指しています。そのためには、大幅な転出超過が目立つ0~39歳の社会減少の抑制や、若い世代の結婚・出産の支援などにより出生率の向上を図ります。



資料:国勢調査 (~2010年)、国立社会保障・人口問題研究所 (2015~2040年)
2040年以降の点線は、2040年までの仮定等をもとに機械的に延長したもの

2060年の人口構造(人口ピラミッド)の変化



第3節 土地利用の方針

1 土地利用の現状

本町の約9割が森林地域であり、利根川・赤谷川の河岸段丘沿いに耕地や集落、町並みが広がり、これまで各地域において計画的な土地利用が展開されてきました。

2 土地利用の基本方針

みなかみユネスコエコパークの基本理念である「保存機能」「学術的研究支援」「経済と社会の発展」の3つの機能を果たすため、自然を厳重に保護していく「核心地域」、そのまわりを取り囲む「緩衝地域」、住民が暮らし、経済活動を行っている「移行地域」の3つの土地利用区分を設定します。

また、移行地域については、都市的地域、農業地域、森林地域に分類され、土地利用の方向を次のように示します。

- (1) 核心地域……生態系や生物多様性保全上重要な地域であり、手つかずの自然などを厳重に保護する地域
- (2) 緩衝地域……核心地域に隣接し、核心地域に影響を及ぼさないように教育・研修、エコツーリズムなど保全と活用を推進していく地域
- (3) 移行地域……緩衝地域を支援する機能を有し、私たちが暮らし、経済活動が行われ、自然環境の保全と調和した持続可能な地域

ア 都市的地域

都市的地域は、一体の都市として総合的に開発、整備、保全する必要がある地域ですが、今後は都市的空間利用の郊外への拡大を抑制することや、市街地を中心としたまちのまとまりの形成を図るなど、都市機能の誘導に努めます。

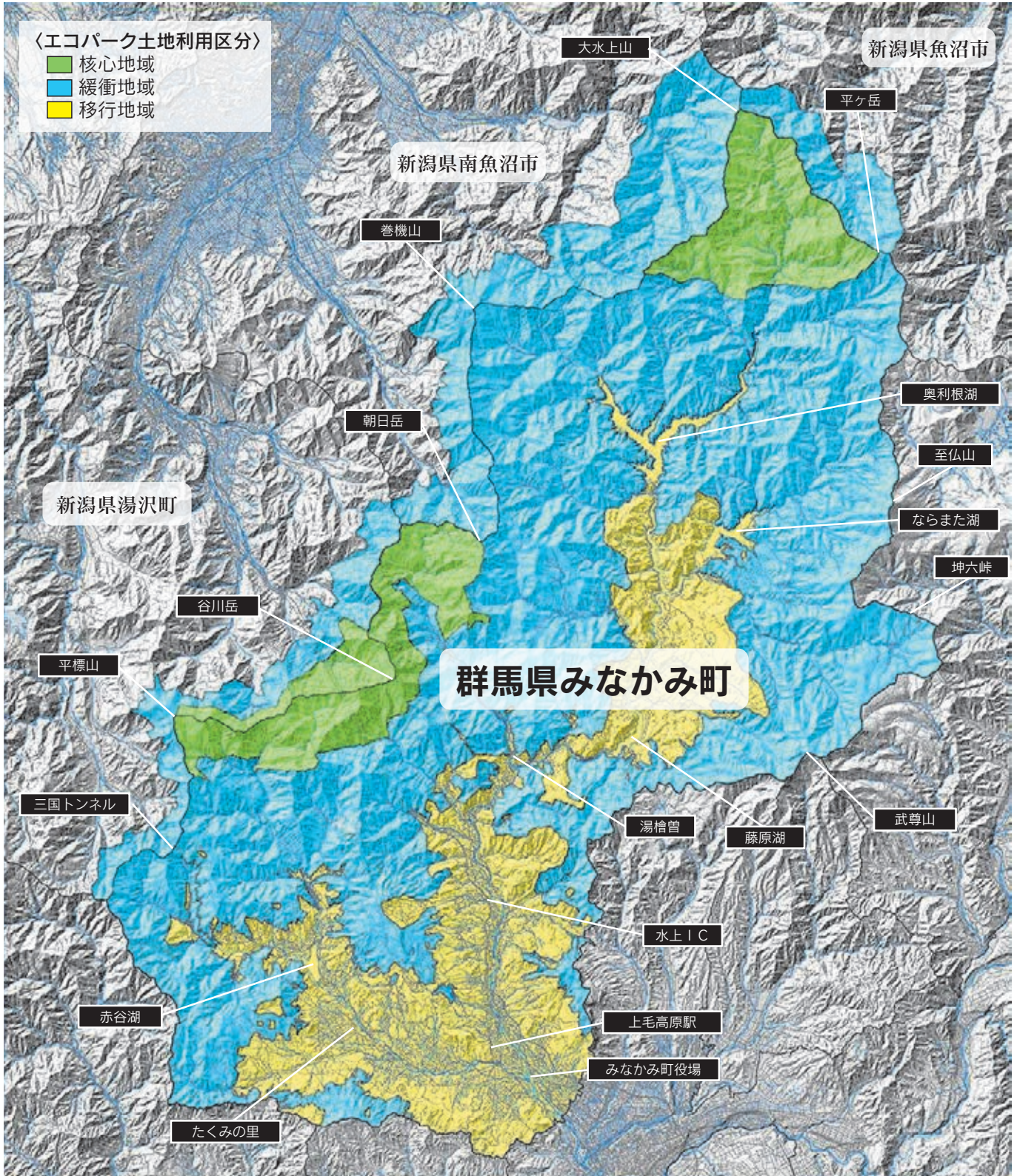
イ 農業地域

農業地域は、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であります。少子高齢化や農業を取り巻く状況の変化により、今後増加が懸念される遊休・荒廃農地の有効活用を図るとともに、農地を良好かつ生産性の高い状態に保持するための生産基盤の適正な維持に努めます。

ウ 森林地域

森林地域は美しい景観を形成する大切な要素であり、多面的な機能を持つ資源です。自然との共生を基本とした活用を図るとともに、自然環境の保全や森林資源の維持・造成を推進し、利根川源流の町として水源かん養に努めます。また、林業体験や都市住民を含めた環境学習などの場として活用してもらうための適正な保全に努めます。

みなかみユネスコエコパークのエリア概要図



第2章 施策の大綱

3つの基本理念に基づいた将来像「水と森林と人を育む 利根川源流のまち みなかみ」を実現するために、6つの基本目標を設定します。また、それぞれの基本目標を実現するための課題にあたる「施策」と、施策を実現するための具体的手段にあたる「基本事業」を設定します。この体系を構築することにより、取り組むべき事項が明確化され、計画の進行管理が適切に図られることとなります。

基本目標Ⅰ 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

社会情勢の変化により懸念される地域コミュニティの衰退や地域のつながりの希薄化を抑制するため、次世代を担う子どもたちを産み育てることのできる環境整備を推進するとともに、町民の誰もが支え合い、安心や安全、ゆとりを感じながら、健康で生きがいを持って暮らすことのできるまちを目指します。

- 施策1 地域福祉の推進
- 施策2 高齢者福祉の充実
- 施策3 子育て支援の充実
- 施策4 障害者福祉の充実
- 施策5 健康づくりの推進
- 施策6 医療の充実
- 施策7 消防防災対策の強化
- 施策8 生活安全対策の推進
- 施策9 道路の安全性と利便性の確保
- 施策10 公共交通の維持・確保
- 施策11 水道の整備
- 施策12 循環型社会づくりの推進

基本目標Ⅱ 豊かな自然と共生するまち

「ユネスコエコパーク」に登録された自然資源の重要性や可能性を町民に認識させるとともに、地域経済に寄与するための利活用を図ります。また、環境負荷の軽減や良好な景観の形成に配慮したまちづくりを推進し、都市的な環境と自然が共生するまちを目指します。

- 施策13 人と自然の共生の推進
- 施策14 生活環境の保全
- 施策15 まちなみの整備
- 施策16 獣害対策の推進

基本目標Ⅲ 活力にあふれるまち

町が潤い、町民が豊かさを感じるために、地域の産業の活力を生み出し、地域の特性や優位性を活かした産業の振興や、魅力ある新たな産業と雇用の場を創出し、将来にわたって持続的に発展を遂げるまちを目指します。

- 施策17 観光の振興
- 施策18 農業の振興
- 施策19 商工業の振興

基本目標Ⅳ 豊かな心と文化を育むまち

町民一人ひとりが、夢と誇りを持つとともに、学校教育や生涯学習、文化、スポーツなどを通じ、感性を育み、地域の貴重な歴史的・文化的資源を活かして、次代を担う心豊かな人づくりを目指します。

- 施策20 学校教育の充実
- 施策21 生涯学習の推進
- 施策22 生涯スポーツの推進
- 施策23 文化財の保存と活用

基本目標Ⅴ 地域をささえるひとづくり

地域の基盤が脆弱化しつつあるため、地域で抱える問題を地域で解決するための仕組みを整え、町民、地域、団体、企業、行政などの多様な主体がそれぞれの役割と責任を持ち、地域コミュニティの持続性を向上させるとともに、郷土に愛着を抱く人づくりを目指します。

- 施策24 平和と人権の尊重
- 施策25 交流連携の推進
- 施策26 移住定住の促進
- 施策27 町民による地域づくりの推進

基本目標Ⅵ 効率的で効果的な行政運営

限られた経営資源で、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する町民ニーズに的確に対処するために、行政の経営力を強化し、質を重視した行政サービスを実現するとともに、健全な行政運営を目指します。

- 施策28 計画的な財政運営の推進
- 施策29 事業効果の向上の推進
- 施策30 効率的な組織運営の推進

施策の体系

基本目標		施策		基本事業	
I	誰もが安心して 安全で ゆとりを感じるまち	1	地域福祉の推進	1	地域で支え合う意識の高揚
				2	最低限度の生活の保障
		2	高齢者福祉の充実	3	介護予防の充実
				4	生きがいづくりと社会参加の促進
		3	子育て支援の充実	5	子どもの健康増進
				6	子育てするための環境の充実
				7	子育てのための経済的な支援
				8	青少年の健全育成支援
		4	障害者福祉の充実	9	ノーマライゼーション社会の実現
				10	生活支援の充実
				11	就労支援の充実
				12	社会参加の促進
5	健康づくりの推進	13	健康な心と体の維持・増進		
		14	病気の早期発見		
6	医療の充実	15	地域医療の充実		
		16	かかりつけ医制度の普及		
		17	医療保険制度の健全な運営		
7	消防防災対策の強化	18	防災意識の高揚		
		19	消防団員確保と活動環境の整備		
		20	防災体制の強化		
		21	災害危険箇所対策の推進		
8	生活安全対策の推進	22	交通安全・防犯意識の高揚		
		23	交通安全・防犯設備の充実		
		24	消費者保護対策の推進		
9	道路の安全性と利便性の確保	25	道路整備の推進・促進		
		26	道路の安全性の確保		
		27	冬期間の道路網の確保		
10	公共交通の維持・確保	28	公共交通の確保		
		29	公共交通の利便性の確保		
11	水道の整備	30	安全な水道水の安定供給		
		31	水道事業の健全運営		
12	循環型社会づくりの推進	32	ごみの減量の推進		
		33	ごみの資源化の推進		
II	豊かな自然と 共生するまち	13	人と自然の共生の推進	34	保全活動の推進(まもる力)
				35	自然資源の活用(いかす力)
				36	豊かな自然の啓発(ひろめる力)
		14	生活環境の保全	37	生活排水の適正処理
				38	公害防止対策の推進
				39	公衆衛生対策の推進
		15	まちなみの整備	40	まちなみ形成活動の推進
				41	適正な土地利用の推進

基本目標		施策		基本事業	
II	豊かな自然と共生するまち	16	獣害対策の推進	42	鳥獣が出没しにくい環境整備
				43	農林産物被害の軽減
				44	人的被害対策の推進
III	活力にあふれるまち	17	観光の振興	45	観光情報の発信
				46	観光資源の充実
				47	国際観光の推進
		18	農業の振興	48	地域の農産物の利用促進
				49	生産基盤の維持・保全
		19	商工業の振興	50	担い手の育成・確保
				51	商業事業者の経営改善
				52	工業事業者の安定経営
IV	豊かな心と文化を育むまち	20	学校教育の充実	53	教育水準の向上
				54	教育環境の整備
		21	生涯学習の推進	55	学習意欲の高揚
				56	学習機会の充実
				57	学習環境の整備
		22	生涯スポーツの推進	58	スポーツ意欲の高揚
				59	スポーツ機会の充実
		23	文化財の保存と活用	60	スポーツ環境の整備
61	文化財の保存				
62	文化財の活用				
V	地域をささえるひとづくり	24	平和と人権の尊重	63	人権意識の高揚
				64	相談・保護体制の強化
				65	男女共同参画の推進
				66	平和意識の高揚
		25	交流連携の推進	67	交流連携機会の創出
				68	交流連携の強化
		26	移住定住の促進	69	町の魅力と情報の発信
				70	移住定住環境の整備
27	町民による地域づくりの推進	71	地域づくりを担う意欲の向上		
		72	担い手の育成		
		73	活動しやすい環境づくり		
VI	効率的で効果的な行政運営	28	計画的な財政運営の推進	74	積立基金の活用
				75	財源の確保
				76	公共施設の効率的な運営
		29	事業効果の向上の推進	77	町有資産の利活用による財源の確保
				78	事業効果の向上
		30	効率的な組織運営の推進	79	広報広聴体制の充実
80	効果的な組織運営				
81	人材の育成				

第3編

前期基本計画



基本目標 I 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

施策 1 地域福祉の推進

【個別計画・関連条例等】みなかみ町地域福祉計画・みなかみ町地域福祉活動計画

現状

- ①核家族化が進み、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加しています。地域福祉の担い手となる世代が減少するとともに、家族同士や地域で支え合う意識が薄まり、これまで地域を支えてきた相互扶助の体制が崩れつつあります。
- ②町民アンケートによると、若年層の参加率の低迷などにより福祉活動を行っている町民の割合は年々減少しています。
- ③単身高齢者や支援が必要な障害者を地域社会全体で支えることが困難になりつつあり、介護施設等に入所する高齢者が増えています。
- ④町内で生活保護を受給している世帯の割合は、全国や県の平均値よりも低い水準にありますが、年々微増しており、高齢化の進行などにより今後更に増加することが予測されます。

課題

- ①高齢者などを地域で支え合う地域共生社会づくりが求められていることから、若年層世代の地元への定着を図る必要があります。また、広範な地域活動を支える地域のボランティアグループが必要になります。
- ②地域で支え合う意識を高めるために、地域に関心を持ち、リーダーシップを取れる人材の育成が求められます。
- ③介護サービスや障害福祉サービスなど、地域で生活するために必要なサービスを提供する必要があります。また、民生委員・児童委員^{*}を中心とした見守り体制の強化が求められます。
- ④生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることなく、自立安定した生活を送るためのサポートが必要です。

目的と基本方針

対象 町民

意図

- ①地域で支え合う意識を高める。
- ②自立安定した生活を営む。

- 地域住民やボランティア団体、社会福祉協議会や行政等が連携し、地域において支え合い共に暮らすことができる地域社会づくりを推進します。
- 生活に困窮している町民が安定した生活を営むことができるよう、自立に向けた支援に取り組みます。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	ボランティア活動参加者数	841人	▶ 1,140人	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターで取りまとめた、ボランティア活動保険への年間加入者数
B	民生委員・児童委員の地域福祉活動・自主活動件数	1,497件	▶ 1,536件	民生委員・児童委員が行った地域福祉活動・自主活動の延べ件数

^{*}民生委員・児童委員…厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの担当する地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々

基本事業と取り組み方針

施策 1 地域福祉の推進

(1) 地域で支え合う意識の高揚

対象 町民

意図 地域で支え合う意識を高める。

広報活動やイベントなどあらゆる機会を通じて、町民の福祉活動への理解と関心を高め、人材を育成するとともに、ボランティア団体等の育成を推進します。

(2) 最低限度の生活の保障

対象 最低生活費を
まかなえない人

意図 最低限度の生活が
保障される。

生活保護の適正な実施を図るとともに、相談支援などを通じて、生活保護受給者の生活状況や保護に至る要因を把握し、最低限度の生活の確保や、社会的な自立に向けた就労の相談・指導に努めます。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 地域で支え合う意識の高揚	地域で支え合う福祉活動を行っている町民の割合	30.6%	▶ 30.0%
(2) 最低限度の生活の保障	生活保護率	0.58%	▶ 0.60%

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 講習会や研修会に参加して福祉活動の理解を深める。
- 自分ができる福祉活動・地域活動を見つけ、自ら参加する。
- 地域活動を通じて地域の人と世代を超えた交流を図る。
- 困っている人、援助を求めている人を見かけたら、積極的に声をかけ必要に応じて行政や警察に連絡する。
- 生活保護から早期に自立できるよう努める。

行政の役割

- ボランティア団体の育成や情報の提供など、住民が地域福祉に参加できる体制づくりを推進する。
- 福祉教育の充実や福祉イベントの充実など、地域福祉を支える人づくりに努める。
- 被保護者や生活困窮者の生活自立を支援する。

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 2 高齢者福祉の充実

【個別計画・関連条例等】みなかみ町高齢者保健福祉計画

現状

- ①町民アンケートによると、60歳以上のおよそ7割の方が日常生活で生きがいを感じていると回答しており、他の年代よりも高い水準となっています。そのため、今後も引き続き高い割合で推移することが予想されます。
- ②高齢者同士の介護である老老介護や、介護を理由に介護者が離職する介護離職など、高齢化の進展に伴って介護者の負担も増加することが予想されます。
- ③要介護・要支援認定率が、全国や県と比較して高く、今後もおおむね同程度で推移するとともに、認知症高齢者の増加も予測されます。

課題

- ①高齢者が自分自身の持っている知識や経験を活かして活躍することは、介護予防につながるのと同時に、生きがいを感じることにつながることから、今後も高齢者が地域で活躍できるための社会参加の機会づくりや、地域で気軽に集い交流できる環境の整備が求められます。
- ②高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、福祉の関係者間のネットワークを構築し、地域でのケア体制づくりを進めていく必要があります。また、高齢者本人だけでなく、介護を行う家族など、介護者への支援の提供により介護の負担軽減を図ることが必要です。
- ③継続的に介護予防に取り組むことで、要介護状態になる時期を遅らせることや、重度化を防止することが重要となります。

目的と基本方針

対象 町内の高齢者

意図 生きがいを持って、元気に暮らす。

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる環境の整備を推進します。
- 要介護状態とならずに、あるいは要介護状態となっても重度化を防ぐことで生きがいを持ち、いきいきと暮らすことができる環境づくりを推進します。

施策の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A 生きがいを感じている高齢者の割合	79.0%	80.0%	町民アンケートにおいて、日常生活で生きがいを「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した60歳以上の人の割合
B 65歳平均自立期間(男性/女性)	男 17.31年 女 20.69年	男 17.91年 女 21.29年	65歳の人かどのくらいの期間、病気や他人の介助等がなく、活動的に生存できるかの平均年数
C 要介護認定率	21.3%	21.0%	65歳以上の高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人の割合
D 高齢者能力活用センターの延べ就業人数	3,185人	5,000人	高齢者能力活用センターの延べ就業人数
E ふれあいいきいきサロン [*] 数	35箇所	40箇所	社会福祉協議会に登録されているサロン数

●ふれあいいきいきサロン…住民が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場

基本事業と取り組み方針

施策 2 高齢者福祉の充実

(1) 介護予防の充実

対象 町内の高齢者

意図 心とからだの能力や機能を維持・向上させる。

要支援となる可能性の高い高齢者を早期に把握するとともに、介護予防教室等への参加を促進します。また、認知症予防や、ゆるやかな見守り体制を築くため、高齢者が集う居場所づくりに努めます。

(2) 生きがいづくりと社会参加の促進

対象 町内の高齢者

意図 活動的で生きがいのある生活や人生を送る。

高齢者が生きがいや楽しみを持ち、生涯にわたっていきいきと暮らせるように、豊かな経験や知識を持った高齢者が地域の中で活躍できる場の確保に努めます。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 介護予防の充実	地域における介護予防事業の開催箇所数	実績なし	▶ 19箇所
	認知症カフェ利用者数	実績なし	▶ 2,300人
(2) 生きがいづくりと社会参加の促進	介護支援ボランティア登録者数	実績なし	▶ 30人

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 健康や体力維持のため、介護予防に積極的に取り組む。
- 認知症について正しい知識を習得し、当事者・家族の理解者となる。
- 見守りや声かけなど、身近な高齢者の支援をする。
- 事業所等は、高齢者が働きやすい環境づくりに努める。

行政の役割

- 医療や介護、福祉の連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指す。
- 介護予防の必要性を周知し、町民が参加しやすい事業を推進する。
- 介護保険制度の適正な運営を図る。

基本目標 I 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

施策 3 子育て支援の充実

【個別計画・関連条例等】みなかみ町子ども・子育て支援事業計画、みなかみ町子育て支援条例

現状

- ①本町の出生数は著しい減少を見せており、近年では年間100人を大幅に下回っています。これにより、子ども同士の交流機会が減少し、また、地域のつながりの希薄化などがあいつつ、子ども自身の成長や社会性を育む保育・教育環境に影響を及ぼすことが懸念されます。
- ②少子化や核家族化の進行により、子育て家庭の孤立感や負担感を招いています。また、働き方改革[※]がすすめられ、多様な就労形態が生じるなど、子育て環境が大きく変化しつつあります。
- ③出産や子育てにかかる経済的負担に対して不安を抱いている親が多くなります。

課題

- ①子どもの健全な発育・発達を促すサービスや、地域社会全体で子育てを支援する体制などの充実が求められています。
- ②妊娠期から子育て期にわたる一貫した総合相談及び、昨今のライフスタイルや社会情勢の変化に伴う多様化したニーズへ柔軟に対応する必要があります。
- ③経済的支援策を周知するとともに、児童手当や医療費助成、住宅補助など、ライフステージに応じた支援を行う必要があります。

目的と基本方針

- 対象** ①町内の子ども
②保護者・子どもを望む人
- 意図** ①心身ともに健やかに育つ。
②安心して子どもを産み、育てられる。

- 特に配慮が必要な子どもを含め、すべての子どもの健康増進及び健全育成を推進します。
- 子育てを支援する体制やサービスの充実により子育てしやすい環境づくりを推進します。
- 子どもを社会全体で見守り、育てる環境を充実させます。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	自分の子どもが心身ともに健やかに育っていると感じる保護者の割合	89.9%	▶ 93.0%	町民アンケートにおいて、自分の子どもが心身ともに健やかに育っていると「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合
B	出生数/合計特殊出生率	92/1.32人	▶ 74/1.43人	1年間に生まれた子どもの人数(暦年)/1人の女性が一生に産む子どもの平均数



▲ つきよのこども園

●働き方改革…働き方の抜本的な改革を行い、多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現に向け、2016年(平成28年)に第3次安部内閣が提唱した取り組み。
●食育…さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

施策 3 子育て支援の充実

<p>(1) 子どもの健康増進</p> <p>対象 町内の子ども 意図 健康に育つ。</p> <p>広報などの各種媒体を活用して乳幼児健診や定期予防接種の必要性を周知するとともに、未受診者への再通知を行うなど、健診や予防接種の受診を徹底し、子どもたちの健康の増進を図ります。また、食育[*]を推進し、健全な食生活の実践に努めます。さらに、身の回りのことや運動・言葉・社会性について特に配慮した援助が必要な子どもに対し、遊びを中心とした集団活動を通して社会性を育む療育支援を充実させます。</p>
<p>(2) 子育てするための環境の充実</p> <p>対象 保護者・子どもを望む人 意図 安心して出産、子育てできる。</p> <p>子育て世代包括支援センターの充実を図るなど、結婚・妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援を行います。また、仕事と家庭の両立を支援するため、子どもを安心して預けることのできる環境を整備します。</p>
<p>(3) 子育てのための経済的な支援</p> <p>対象 保護者・子どもを望む人 意図 子育ての経済的な負担が軽減される。</p> <p>児童手当などの各種給付や医療費助成など、妊娠から出産、育児等に係る費用負担の軽減を図ります。また、保育料の軽減や住宅整備補助などにより子育て世代の経済的支援を行います。</p>
<p>(4) 青少年の健全育成支援</p> <p>対象 青少年 意図 地域に見守られ健やかに成長する。</p> <p>町の未来を担う青少年を「地域社会全体で見守り・育てる」という意識の醸成を図るとともに、青少年を取り巻く健全な環境づくりを推進します。また、青少年育成推進団体や子ども会育成団体と連携し、非行の防止や健全育成を目的とした活動の支援を行います。</p>

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 子どもの健康増進	健康診査受診率(1歳6ヶ月児/3歳児)	90.7/98.3%	95.5/97.5%
	発達状況が確認できた保護者の割合	99.2%	99.8%
(2) 子育てするための環境の充実	ゆったりと過ごせる時間のある保護者の割合	74.7%	76.0%
(3) 子育てのための経済的な支援	出産や子育てをする上で、経済的な負担に不安を抱いている町民の割合	77.2%	76.2%
(4) 青少年の健全育成支援	青少年の育成活動を行っている町民の割合	30.9%	33.0%

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 子育ての不安解消、情報交換、ストレス解消等ができる場に積極的に参加する。
- 基本的な生活習慣を身につけさせたり、健康診査や予防接種などを受けさせるなど、親としての責任・義務を認識して子育てに取り組む。
- 子どもたちに声をかけたり、子どもを育成する活動に参加するなど、子どもを見守る活動に協力し、地域全体で子育て支援に関わる。

行政の役割

- 子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。
- 健康診査や事後教室において、充実した相談支援を行う。
- 子育てと仕事の両立を支援する。
- 保護者への経済的な支援を行う。
- 青少年育成関係機関・団体が行う活動の際、協力者に対して存在意義等を周知し、理解を浸透させ活動を活性化させる。
- 放課後子ども教室の更なる充実を図るため、各教室の実態やニーズを適時把握し、適切な支援を行う。

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 4 障害者福祉の充実

【個別計画・関連条例等】みなかみ町障害者計画、みなかみ町障害福祉計画

現状

- ①障害者数(手帳所持者)は大きな増減はなく、横ばい状態で推移しています。障害者の内訳は身体障害者がもっとも多く、次いで知的障害者、精神障害者の順となっています。また、近年では精神障害者が増加の傾向にあります。
- ②障害のある人の地域生活を支えるため「障害者総合支援法」に基づき、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を行ってきました。2018年度(平成30年度)から就労を継続するための「就労定着支援」、施設・グループホームから一人暮らしをするための「自立生活援助」のサービスが始まります。

課題

- ①障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと日常生活を送れるよう、一人ひとりに見合った障害福祉サービスを提供する必要があります。また、サービスを利用するためには障害者手帳等を取得していることが必須であるため、手帳等未取得者に対し、取得申請の呼びかけを行う必要があります。
- ②新たな支援・援助などのサービスの導入により、個々のニーズの多様化が予想されます。それぞれのニーズに合ったサービスが提供できるよう、相談支援体制の充実に努めます。

目的と基本方針

対象 障害のある人

意図 住み慣れた地域で安心して暮らす。

- 障害のある人が社会の一員として活躍できる地域社会を目指します。
- 障害のある人の社会参加を困難にしているさまざまな生活上の障壁(バリア)を取り除き、安心して地域で生活できる社会を目指します。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	障害福祉サービス支給決定者数	170人	210人	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給を受けた障害者の延べ人数
B	障害者就業者数(利根沼田管内)	345人	360人	ハローワーク沼田(沼田公共職業安定所)に登録されている障害者のうち、就業中の人数(利根沼田地域内)

●ノーマライゼーション…障害のある人もない人も、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(あたりまえ)であるという考え方

●ヘルプマーク…義足や人工関節を使用している患者、内部障害や難病の患者、精神障害、知的障害または妊婦初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくするよう作成されたマーク

基本事業と取り組み方針

施策 4 障害者福祉の充実

(1) ノーマライゼーション※社会の実現

対象 障害のある人 **意図** 一人ひとりの人格や個性が尊重される。

学校や地域での福祉教育を推進し、障害や障害者に対する理解の促進を図るとともに、ヘルプマーク※の普及を促し、支援を求める障害のある人に援助ができるよう町民に啓発を行います。また、障害のある人や保護者、介助者等からの相談、虐待や権利擁護などに適切に対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

(2) 生活支援の充実

対象 障害のある人 **意図** 利用者本位の障害福祉サービスを受けられる。

障害のある人が住み慣れた地域において個々のニーズにあった生活が送れるよう、居宅生活を支援するサービスや日中活動の場、住まいの場などを提供する介護給付や訓練等給付、自立支援医療、地域生活支援事業などの生活支援の充実に図り、障害のある人の地域生活を支援します。

(3) 就労支援の充実

対象 18歳以上で障害のある人 **意図** 就労できる。

ハローワークなどの関係機関との連携による就労支援体制の整備や、就労支援の充実など、障害のある人の個々の状況に応じた就業支援を図るとともに、企業の障害者雇用の促進を図ります。

(4) 社会参加の促進

対象 障害のある人 **意図** 多様な活動に参加し、充実した生活ができる。

障害者団体などによる自主的な活動への支援や地域住民との交流機会の充実に図り、障害のある人が社会に参加する機会の拡充に努めます。また、障害のある人が利用しやすい施設の整備や移動支援事業の充実などを推進します。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) ノーマライゼーション社会の実現	相談支援件数	512件	512件
(2) 生活支援の充実	障害者手帳交付者(身体・療育・精神)	1,280人	1,280人
(3) 就労支援の充実	障害者就業・生活支援センター コスモスの相談件数	1,497件	1,800件
(4) 社会参加の促進	ふれあい交流会参加者数	60人	120人

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<p><町民></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害及び障害者への認識と理解に努め、障害のある人が社会参加しやすい環境づくりに取り組む。 ● 障害者支援に係る技術(手話、点字、車いすの押し方等)を習得する。 <p><障害のある人></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自分に合った活動の場を見つけ、積極的に参加する。 ● 能力や適性を発揮できる就労の場を見つける。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービスの情報提供や相談支援の充実に図る。 ● 就労する機会をつくるなどの社会参加を促す。 ● 障害のある人に対する理解を深めるよう周知する。 ● 障害のある人の社会参加を困難にしているさまざまな生活上の障壁(バリア)を軽減させる。

基本目標 I 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

施策 5 健康づくりの推進

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町特定健康診査等実施計画、みなかみ町食育推進計画、みなかみ町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

現状

- ①特定健診においてメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）や糖尿病などで指導や医療機関受診が必要な人が増加しています。また、健診時のアンケート結果によると生活習慣の改善意欲がある人が少ない傾向にあります。
- ②保健師や栄養士による健康教育や相談支援を実施しており、参加者は増加傾向にありますが、身近に仲間や運動できる環境が少なく、継続が困難な状況にあります。
- ③関係機関と連携して第2次食育推進計画に基づいた取り組みを進めていますが、野菜の摂取量の不足やメタボリックシンドロームの増加が見受けられます。
- ④国保データヘルス計画に基づき特定健診受診率の向上を目的として、未受診者への受診勧奨を実施したことにより、受診率の上昇が図られましたが、目標としている受診率には達していません。また、がんの早期発見・早期治療の観点から、各種がん検診を実施しており、受診率は県や国の平均値を上回っていますが、年々減少傾向にあります。

課題

- ①バランスのとれた食生活や適度な運動に取り組むことにより、健康的な生活習慣の確立及び病気の重症化を予防するなど、「自分の健康は自分で守る」という意識を向上させる必要があります。
- ②健康を意識した活動を継続するための環境整備が必要です。
- ③健全な食生活を実践するため、ライフステージに応じた食育の推進が必要です。
- ④町民の多様な生活スタイルに合わせた、受診しやすい健診体制の整備が必要です。

目的と基本方針

対象 町民

意図 健やかにいきいきと暮らす。

- 町民が健康でいきいきと暮らすための生活習慣を身につけられるように情報提供や環境の整備を行い、自らが行う健康づくりを推進します。
- 特定健診やがん検診の受診率の向上及び精密検査の受診率の向上に取り組み、町民の病気の早期発見及び早期治療を推進します。

	施策の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	日常的に、健康づくりに取り組んでいる町民の割合	85.1%	▶ 86.0%	町民アンケートにおいて、意識的に健康づくりに取り組んでいると回答した人の割合
B	生活習慣の改善意欲がある人の割合	49.8%	▶ 51.5%	生活習慣の改善意欲が「ある」と回答した人の割合

基本事業と取り組み方針

施策 5 健康づくりの推進

(1) 健康な心と体の維持・増進

対象 町民

意図 規則的な生活習慣を身につけることで、心身ともに健康になる。

健康的な生活習慣について理解し行動するために、健康相談・健康教育など保健指導の充実を図るとともに、自主的な組織の育成や活動場所の提供など、身近で手軽に健康づくりができる環境を整備し、自らが行う健康づくりを推進します。また、食を考える習慣を身につけ、心身ともに健全な食生活を送るため、ライフステージに応じた食育を推進します。

(2) 病気の早期発見

対象 町民

意図 病気を早期発見・治療し、重症化を防ぐ。

疾病の予防及び早期発見のため、健(検)診や予防接種の意義を啓発し受診勧奨を行います。また、医療機関等との連携を推進し、受診しやすい環境の整備などにより受診率の向上を図ります。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 健康な心と体の維持・増進	メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	29.4%	31.0%
	特定健康診査受診率	44.5%	50.0%
(2) 病気の早期発見	がん検診受診率(胃がん/大腸がん/肺がん)	6.4/12.6/15.6%	7.5/12.2/15.5%

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 健康に対する意識を持ち、健全で規則的な生活習慣及び食生活を身につける。
- 積極的に健(検)診を受け、疾病の予防や早期発見に努める。
- 家族や友人など、身近な人と健康づくりについて話し合い、行動する。

行政の役割

- 健康相談、健康教育などの保健指導により正しい健康情報の提供を行う。
- 疾病の予防及び早期発見のため、予防接種や健(検)診を行う。
- 健(検)診や予防接種の意義の啓発・受診勧奨及び受診しやすい環境の整備などにより、受診率の向上を図る。
- 自主的な組織の育成や活動場所の提供など、身近で手軽に健康づくりができる環境を整備する。

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 6 医療の充実

【個別計画・関連条例等】みなかみ町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

現状

- ①診療科の減少やこれに伴う常勤医の減少が進んでいる状況にあり、身近で受診できる医療体制が崩れつつあります。また、それにより2.5次医療圏[※]での受診が増加するなど、通院距離が伸びることによる患者の精神的・経済的負担が増える傾向にあり、救急医療も含め、住民の不安につながる要因となっています。
- ②国民健康保険や後期高齢者医療制度では、加入者の高齢化による受診頻度の増加や、コンビニ受診[※]・はしご受診[※]などの行為の増加、また、医療技術の進歩等により、医療費の増加が予想されます。

課題

- ①巡回診療やへき地診療などの医療体制を確保するとともに、その利用促進を図るなど、身近で受診できる環境を整えます。また、医師の増員及び診療科の確保が住民の安心につながることから、群馬県、医師会、群馬大学病院に対し、医師及び診療科の確保に向けた要望を引き続き行っていく必要があります。
- ②日常的な診療や健康管理等を行ってくれる「かかりつけ医」を持ち、コンビニ受診やはしご受診などを行わないようにするなど、医療機関の適正受診に向けた意識づけが必要です。

目的と基本方針

対象 町民

意図 安心して医療を受けられる。

- 地域で適切な医療を受けられるよう医師・看護師の確保と医療へき地の医療体制を確保します。
- 誰もが安心して医療保険制度を利用できるよう、国民健康保険及び後期高齢者医療保険を健全に運営します。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	医師数(2次保健医療圏内/町内)	138/13人	138/13人	2次医療圏内(利根沼田地域内)及び1次医療圏内(町内)の医師数
B	医療に不安を感じている町民の割合	58.0%	48.0%	町民アンケートにおいて、医療に不安を「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合

●医療圏…病床の整備を図るために都道府県が定める地域区分で、段階に応じて第1~3次まで設定されている。1次医療圏は日常的な医療が提供される区域で、市町村が単位。2次医療圏は、比較的専門性がある入院を含む医療の提供が求められる区域で、県内は10地域に分かれている。最先端医療の確保が図られる3次医療圏は原則、都道府県が単位

●コンビニ受診…本来であれば重症患者の受け入れを目的とするはずの救急外来を、軽症患者が街中にあるコンビニエンスストアに行くような感覚で夜間や休日に受診する行為

●はしご受診…同じ病気でいくつもの病院を転院し受診すること。

基本事業と取り組み方針

施策 6 医療の充実

(1) 地域医療の充実

対象 身近で適切な医療を受けられない人 **意図** 身近で適切な医療を受けられる。

県や広域圏、医療機関との連携を強化し、医師及び看護師の確保と医療施設の維持に努めます。また、巡回・へき地診療への協力に取り組み、地域医療体制の充実に努めます。

(2) かかりつけ医制度の普及

対象 町民 **意図** かかりつけ医を持つ。

日常的な診察や健康管理等を行ってくれる身近なかかりつけ医を持つよう啓発するとともに、保険証発送時等にかかりつけ医について周知を図ります。

(3) 医療保険制度の健全な運営

対象 町民 **意図** 医療保険制度を利用できる。

レセプト点検による診療報酬の是正や、医療費通知・広報活動などによる医療費に対する意識の啓発を図ることにより保険医療費の適正化に努めます。また、人間ドック・特定健診の受診勧奨及びジェネリック医療品の使用勧奨に努めます。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 地域医療の充実	医療施設数(病院/一般診療所)	2/7件	2/7件
(2) かかりつけ医制度の普及	かかりつけ医を持っている町民の割合	72.8%	75.0%
(3) 医療保険制度の健全な運営	1人あたりの医療費	348,546円/年	378,546円/年

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- かかりつけ医を持つ。
- 保険制度の運営に必要な保険料(税)を納付する。
- 多重・重複受診を極力避け、医療を適正に利用する。

行政の役割

- 医師等の確保、救急医療体制、へき地診療体制の維持といった地域医療体制の充実に努める。
- 国保をはじめとする医療保険制度の健全な運営に努める。

基本目標 I 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

施策 7 消防防災対策の強化

【個別計画・関連条例等】みなかみ町地域防災計画、みなかみ町国民保護計画、みなかみ町災害時要保護者避難支援計画、みなかみ町耐震改修促進計画

現状

- ①消防施設の整備・設置の要望に基づき、耐震性防火水槽の整備や消火栓の設置などを行い、火災時に早急に対処できる環境を構築するとともに、既存施設の点検を実施するなど、被害を最小限に食い止めるための対策を講じています。
- ②地域に密着した活動を行う消防団については、人口減少や若者の地域外流出などにより、新たな団員の確保が困難になりつつあり、活動力の低下が懸念されます。
- ③緊急時の情報提供手段については、月夜野地区及び新治地区がそれぞれの防災行政無線、水上地区ではオフトーク通信が廃止され、モーターサイレンでの対応と3地区3様の方式となっています。
- ④本町は、面積の大部分を山林原野で占める山間地帯になっており、災害の可能性がある危険箇所について県沼田土木事務所が計画的に整備を行っています。

課題

- ①消防水利がない、あるいは整備が難しい場所での火災時の消火活動をどのように対処すべきか検討する必要があります。
- ②消防団員の減少に歯止めがかからず、団の再編方法を検討していますが、町民・団員の理解と導入に時間を要しています。また、消防団との協働関係にある自主防災組織[※]の活動を向上させるためには、組織のリーダーや指導的立場の人が必要であり、その育成方法が課題となっています。
- ③町内統一した情報伝達システムの整備を行う必要があります。携帯電話等で情報取得できる町民には防災メールの登録を促すなど、整備経費の削減が課題となっています。また、地域間で運用されていた伝達方法の違いもあり、統一したシステムを整備するには時間がかかる可能性があります。
- ④土石流や急傾斜地崩壊の防止の促進、地すべり防止、山地災害危険地区の防止施設の整備など、国や県と連携し、災害の可能性が高い危険箇所について対策を急ぐ必要があります。

目的と基本方針

対象 町民

意図 生命・財産が災害から守られる。

- 町内統一した情報伝達システムを整備し、災害情報を迅速に提供できる体制づくりに努めます。
- 防災意識の高揚や自主防災組織を強化するために地域の防災士[※]を育成し、災害時に地域住民自ら生命や財産、安全確保できる体制づくりを目指します。
- 消防水利や消防車両・資機材等を計画的に整備するとともに、消防組織の強化・充実を図ります。
- 防災に係る危険箇所対策として、治山治水、中小河川の整備を推進します。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	火災件数/災害による住家被害棟数	16/0件	5/0件	町内で発生した火災件数、災害による住家被害棟数(暦年)
B	火災及び災害による人的被害者数(死者/傷者)	1/0人	0/0人	町内で発生した火災及び災害による人的被害者数(暦年)
C	火災による損害額	6,140千円	2,865千円	町内で発生した火災による損害額(暦年)
D	消火器設置率/火災警報器設置率	59.4/38.5%	80.0/60.0%	町民アンケートにおいて、消火器、火災警報器を設置していると回答した人の割合

●自主防災組織…地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、平常時には防災訓練や防災活動用資機材の整備、災害時には初期消火活動や救出活動を行う。

●機能別消防団員…特定の活動にのみ参加する消防団員。時間帯を限定した活動や特定の災害種別のみ活動し、消防団の活動を補完する役割を持つ。

施策 7 消防防災対策の強化

(1) 防災意識の高揚

対象 町民

意図 災害に対する意識を高め、備えを行う。

地域ハザードマップにより防災上の危険箇所や避難場所を周知するとともに、消防防災に関する意識の高揚を図り、住宅用火災報知器の設置啓発、避難場所や家庭における災害に対する備えを促進します。

(2) 消防団員確保と活動環境の整備

対象 消防団

意図 消防団を中心として地域における防災力の充実を図る。

機能別消防団員^{*}制度を導入し、団員確保、組織強化を進めるとともに、消防水利や消防車両、消防団詰所など防災設備や施設の更新を推進します。

(3) 防災体制の強化

対象 町民

意図 災害に対応できる体制を強化する。

町内統一した情報伝達システムの整備を進め、自主防災組織の活動や消防団との連携強化を図るとともに、自主防災組織の活動を向上させるために、組織のリーダーや指導者の育成を目指します。

(4) 災害危険箇所対策の推進

対象 町民

意図 災害に遭わない。

土石流や急傾斜地崩壊などの災害を未然に防ぐため、関係機関である国や県と連携し、災害危険箇所の点検や整備を推進します。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 防災意識の高揚	災害に対する備えをしている町民の割合	75.5%	80.0%
(2) 消防団員確保と活動環境の整備	消防団員数/機能別消防団員数	592/0人	583/70人
(3) 防災体制の強化	防災士資格取得者数	14人	60人
(4) 災害危険箇所対策の推進	土砂災害危険箇所数 (対策済箇所/要対策箇所)	75/242箇所	80/242箇所

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 自分の命は自分で守る意識を高め、災害に対する備えを行うなど自主防災に努める。
- 地域での防災意識を高め、地域防災力の向上に努める。災害時に助け合う。

行政の役割

- 消防水利や消防・防災施設の整備を行う。
- 消防団の充実・強化や防災士の資格取得を推進し、自主防災組織の育成、防火・防災意識の高揚を図る。
- 防災に係る危険箇所対策として、治山治水・中小河川を整備する。
- 災害発生時には災害状況の把握、関係機関や住民への情報提供、避難準備・勧告・指示を行う。
- 町内統一した複数の災害情報伝達手段を構築する。

●防災士…自助・共助・協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人

基本目標 I 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

施策 8 生活安全対策の推進

【個別計画・関連条例等】みなかみ町交通安全条例、みなかみ町生活安全条例

現状

- ①町民アンケートによると、刑法犯認知件数^{*}及び消費者被害を受けた町民の割合は年々減少傾向にありますが、身近で犯罪にあう不安を感じている町民の割合は横ばいで推移しており、振り込み詐欺等の新たな特殊犯罪が次々と表面化していることが数値として表れています。
- ②防犯カメラの設置箇所は、5年間で19箇所となり、地域の犯罪抑止力につながっています。防犯パレードの開催や、県主催の「防犯出前講座」の受講の様子を広報に掲載するなどの防犯啓発を実施しています。また、小中学生の防犯意識を高めるために啓発DVDを配布し、授業での活用を依頼しています。
- ③交通人身事故発生件数、人的被害者数は交通安全設備の充実を図ったことにより件数が減少しています。行政区の要望に基づき、カーブミラーや区画線等の整備を行い、公安委員会管轄の道路標識等においても、設置に向け進言しています。四季を通じての交通安全運動には、交通指導員、交通安全会の協力のもと交通事故防止の啓発に取り組んでいます。
- ④消費生活に関する被害を受けた場合の救済のための相談場所やその周知が不足しています。また、高齢者などを対象とした消費者被害を未然に防止するための対策が不足しています。

課題

- ①刑法犯認知件数や実際の被害件数は減少傾向にありますが、特殊詐欺（振り込み詐欺等）の手口が巧妙化・多様化しているため、引き続き、高齢者を中心とした啓発活動に取り組む必要があります。
- ②こども園、小中学校などの防犯カメラ未整備地区の解消に努め、犯罪抑止力の向上を図ります。また、町民の防犯意識の向上につながるための啓発活動を検討する必要があります。
- ③高齢者の自動車運転に対する事故防止を啓発するとともに、免許返納後に生じる課題について、支援内容を検討する必要があります。
- ④消費生活センター^{*}と連携し、被害の未然防止に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

目的と基本方針

対象 町民

意図 犯罪被害、交通事故にあわない、起こさない。

- 高齢者や幼児、児童や生徒、歩行者や運転者など、町民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。
- 道路区画線、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全設備の整備を図り、危険箇所の解消に努めます。
- 防犯意識の高揚と、防犯灯・防犯カメラなど防犯設備の整備を図ります。
- 消費生活センターと連携し、相談しやすい体制をつくり、広報等を通じて消費に関する正しい知識の普及や被害を防止するため意識啓発を図ります。

施策の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A 交通人身事故発生件数	73件	55件	町内で発生した交通人身事故件数(暦年)
B 刑法犯認知件数	86件	70件	警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数(暦年)
C 過去1年間に、消費者被害を受けた町民の割合	8.4%	6.6%	町民アンケートにおいて、過去1年間に、消費に関してたまされたり、納得がいかない思いをしたことがあると回答した人の割合

●刑法犯認知件数…警察において、被害の届出若しくは告訴・告発又はその他(被疑者の取り調べ等)の端緒により、その犯罪の発生を認知した事件の数

●消費生活センター…地方公共団体が設置している行政機関であり、事業者に対する消費者の苦情相談(相談料は無料)、消費者啓発活動や生活(衣食住)に関する情報提供などを行っている。

施策 8 生活安全対策の推進

(1) 交通安全・防犯意識の高揚

対象 町民

意図 交通安全と防犯に対する意識を高める。

交通安全運動・交通安全教室の実施や防犯講座などの受講を推進し、事故防止や犯罪対策につながる情報を発信することにより、安全対策意識の高揚を図ります。

(2) 交通安全・防犯設備の充実

対象 町民

意図 交通事故や犯罪被害にあわない。

生活に身近な道路を中心にカーブミラーやガードレール等を整備します。また、交通事故や犯罪を未然に防ぐため、防犯灯や防犯カメラの設置を図ります。

(3) 消費者保護対策の推進

対象 町民

意図 消費者被害にあわない。

悪徳商法や詐欺被害、訪問販売、電話勧誘、ネット販売などによる被害の未然防止を図るため、広報誌などの各種媒体による知識の普及啓発や情報の提供に努めます。また、消費者問題に関する消費生活相談や無料法律相談などを実施し、消費に関する相談・支援体制を充実させます。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 交通安全・防犯意識の高揚	交通事故による人的被害者数(死者/傷者)	1/101人	0/76人
	身近で犯罪にあう不安を感じている町民の割合	33.1%	25.0%
(2) 交通安全・防犯設備の充実	過去1年間に、道路で危ないと感じた町民の割合	49.1%	45.0%
	市町村別人口1000人当たりの犯罪発生状況 県内順位	21位	20位
(3) 消費者保護対策の推進	消費者被害相談件数	41件	47件

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 交通安全を意識し、交通事故をおこさないようにする。
- 歩行者、運転手ともに交通ルールを遵守する。
- 地域ぐるみで防犯意識を高め、犯罪にあわないようにする。
- 自衛意識(防犯グッズ所持、戸締まり、危険な場所へは行かない等)を持って行動する。
- 悪質商法など、消費に関する知識を身につける。

行政の役割

- 関係機関と連携し、交通安全設備の整備を図る。
- 交通事故の防止を図るため、交通安全の啓発活動を推進する。
- 信号や停止線、横断歩道など公安委員会への要望事項について、現状及び必要性を具体的に伝える。
- 地域の防犯活動を支援し、防犯意識を高める。
- 警察等の関係機関と連携し、非行や犯罪の未然防止に努める。
- 消費者自身の知識向上と相談機能を充実させ、消費者の保護を図る。

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 9 道路の安全性と利便性の確保

【個別計画・関連条例等】みなかみ町橋梁長寿命化修繕計画、みなかみ町道路トンネル長寿命化計画、みなかみ町道路除雪計画

現状

- ①本町には400基を超える橋梁が存在しており、その多くが建設から数十年が経過しているなど、老朽化が顕著に現れています。
- ②道路の改良については、補助金・交付金・起債等を活用しながら、計画的に事業を進めています。しかしながら、町道延長が1,129キロメートルにも達することから、大幅な改良率の向上は望めません。都市計画道路については、真政悪戸線徒渉橋開通に伴い、道路の利便性の向上が図られました。
- ③本町は、全国的にも有数の豪雪地帯となっていることから、冬期間における快適な町民生活と円滑な経済活動を支えるため、道路除排雪体制の整備を計画的に行う一方、住民が自ら行う地域除雪においても支援制度を設け、除雪を行っています。

課題

- ①5年に1度の定期点検を計画的に実施し、併せて対策工事を推進していく必要があります。また、高速道路を跨ぐ橋梁で、短距離間に複数架けられている箇所や、必要性の低い橋等については、地元・関係機関との調整のうえ、廃止（撤去）に向けた検討を進める必要があります。
- ②道路ストック事業や橋梁長寿命化事業、及び都市計画道路全線開通に向けた事業を進めるためには、相応の事業費が見込まれることから、補助金等を活用した事業化を図る必要があります。
- ③今後、高齢化による除雪路線の増加が予想されることから、除雪費・除雪機械更新については、交付金等を活用しながら計画的に実施するとともに、除雪従事者の確保について対策を講じる必要があります。また、町民の除雪に対する考え方・協力体制について、引き続き理解を求めていく必要があります。

目的と基本方針

対象 町内の道路利用者 **意図** 安全に道路を利用できる。

- 道路の補修や橋梁の長寿命化を計画的に実施し、併せて道路愛護作業等による道路の適正な維持管理に努めます。
- 道路施設の健全化を図るとともに、都市計画道路未整備区間を早期開通させ、道路の利便性の向上を図ります。
- 迅速な除排雪や消融雪施設の適正な維持管理を行うとともに、住民自らが行う除排雪作業を推進し、冬期の円滑な交通の確保に努め、事故や通行止めの発生を抑制します。

施策の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A 町内の道路に不便を感じている町民の割合/道路の除排雪・消融雪に不満を感じている町民の割合	50.3/63.5%	43.0/50.0%	町民アンケートにおいて、不便、不満であると「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合
B 道路改良率/都市計画道路供用率	37.4/32.0%	37.8/42.0%	道路認定された町道総延長のうち、改良済み延長の割合/計画決定された都市計画道路総延長のうち、改良済み延長の割合
C 道路に関する情報・苦情件数(夏期/冬期)	130/219件	105/170件	町に寄せられた道路に関する情報・苦情件数
D 冬期間における交通事故発生件数	275件	200件	冬期間において発生した交通事故件数

施策 9 道路の安全性と利便性の確保

(1) 道路整備の推進・促進

対象 町内の道路利用者

意図 短時間で移動ができる。

都市計画道路の整備を計画的に行い、快適に通行できる道路網の形成を推進します。また、国道・主要地方道・一般県道の新設・改良や歩道の整備等について、今後も国や県に要望し整備促進に努めます。

(2) 道路の安全性の確保

対象 ①町内の道路利用者
②道路施設

意図 安全に利用できる。

橋梁やトンネルなどの点検を定期的・計画的に行い、必要に応じて補修・修繕を実施します。また、歩道が未整備であるなどの危険な通学路や、狭い幅員といった利便性に欠けている道路の改良を進めます。

(3) 冬期間の道路網の確保

対象 町内の道路利用者

意図 冬期間において道路を安全に利用できる。

交通渋滞等を未然に防ぐべく、道路状況や除雪状況の情報を発信するとともに、きめ細やかな早期除雪作業を実施するため、オペレータの確保や除雪機械の適正管理に努めます。また、地域が自ら行う除排雪作業を支援します。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 道路整備の推進・促進	町内特定区間の距離及び所要時間(月夜野IC～保健福祉センター～上毛高原駅～水上IC)	実績なし	12.0km/15分
(2) 道路の安全性の確保	道路施設(橋梁)点検済み率/補修済み箇所数	25%/12箇所	80%/30箇所
(3) 冬期間の道路網の確保	冬期間の通行止め件数	0件	0件

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 道路整備に対して用地の提供や地域の合意形成に努める。
- 地域における道路愛護に努め、簡易な修繕及び維持管理を行う。
- 道路の危険箇所などを通報するとともに、雪道では特性を理解した運転に心がける。
- 地域ぐるみで除雪体制を考え、地域除雪に協力する。

行政の役割

- 計画的に道路の整備を行う。
- 道路・橋梁等の道路施設の適切な維持管理を行うとともに、ホームページを活用した情報提供を行う。
- 道路愛護活動のための支援を行う。
- 降雪状況を把握して安全で迅速な作業(除雪、消融雪、凍結防止剤散布)を実施する。
- 除雪作業に必要な協力の呼びかけ(PR、広報)を行う。

基本目標 I 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

施策 10 公共交通の維持・確保

■現状

町内には、上越新幹線の上毛高原駅や上越線の駅が5か所あり、近隣市町村と比べて格段に多く、山間地域としては公共交通網が充実しています。また、路線バスについては、民間事業者が水上線と猿ヶ京線の幹線道路を中心に運行しており、町が自家用有償バス法師線を運行しています。一方で、自動車保有率が高いことや路線バスや在来線の運行本数が少なく不便であることから公共交通の利用率は低く、鉄道やバスの利用者数も年々減少傾向にあり、公共交通の路線維持や確保が困難になることが懸念されます。

■課題

路線バス(猿ヶ京線)が赤字路線となっており、このままでは廃止となる可能性があります。運転免許を保有しない高齢者や障害者など交通弱者にとって公共交通は必要不可欠であるため、ニーズに対応した運行方法の改善や施設のバリアフリー化など利用者の利便性向上を図り、路線を維持・確保することが必要です。また、バス事業者がICカードによる電子決済の導入を検討しているため、バスカードに代わる新たな補助制度の構築が必要になるとともに、観光交通手段としての2次交通*の確保についても生活公共交通と併せて検討していく必要があります。

■目的と基本方針

対象 ①町民
②来訪者

意図 ①公共交通を使って、日常生活で便利に移動ができる。
②公共交通を使って、目的地へ移動ができる。

- 公共交通の維持・確保に努めます。
- 公共交通の利便性の向上に努めます。

施策の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A 日常的に公共交通を利用している町民の割合	8.8%	9.2%	町民アンケートにおいて、町内の公共交通を「ほぼ毎日」「週に1日以上」「月に1日以上」利用していると回答した人の割合
B 路線バス利用者数	268千人	268千人	民間路線バス会社が運営する「水上線」及び「猿ヶ京線」の年度延べ利用者数
C 鉄道利用者数 (在来線/新幹線)	1,204/731人	1,204/731人	在来線は、上越線の後閑駅及び水上駅の1日平均乗車人員の合計。新幹線は、上越新幹線の上毛高原駅の1日平均乗車人員

*2次交通…拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までの交通のこと。

基本事業と取り組み方針

施策 10 公共交通の維持・確保

(1) 公共交通の確保

対象 ①町民
②来訪者

意図 公共交通を使って、
町内の移動ができる。

町民の生活に必要なバス路線については、利用を促進することで存続を図ります。また、路線存続には来訪者の利用が必要不可欠であるため、情報発信の強化や観光協会等と連携を図り、利用促進に取り組みます。

(2) 公共交通の利便性の確保

対象 ①町民
②来訪者

意図 公共交通を便利に利用できる。

利用者のニーズに対応した運行方法の改善や施設等のバリアフリー化、利用者の負担軽減などを推進し、町民や来訪者が安全に安心して公共交通を利用できるように努めます。また、近隣市町村や観光協会等と連携し、2次交通やインバウンド対応を検討することで利便性向上に努めます。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 公共交通の確保	路線バス運行本数の減少数	0本	0本
(2) 公共交通の利便性の確保	公共交通に不便を感じている町民の割合	48.3%	45.5%

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 公共交通の必要性を意思表示する。
- 公共交通の重要性を認識し、通勤・通学・通院・買い物等なるべく利用する。
- 事業者は、利用者数が増加するよう、公共交通の利便性とサービス向上に努める。

行政の役割

- 現行路線維持のため、利用促進と生活公共交通の確保に努める。
- 各関係機関と連携協力し、公共交通の利便性向上に努める。
- 来訪者へ情報発信を行い、公共交通利用の促進に努める。
- 機能性と快適性を兼ね備えた駅の周辺整備を推進する。

▲上毛高原駅



基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 11 水道の整備

■現状

- ①本町の2016年度(平成28年度)末時点における水道普及率は96.6%と高い割合となっており、大部分の町民が水道による水の供給を受けています。
- ②有収率については、更なる向上を目指すべく漏水調査の実施や修繕を行い、その都度成果を上げてきましたが、抜本的に解決するには大規模な布設替えを実施する必要があります。

■課題

- ①水質の安全性向上の観点から、自家水(井戸水等)利用者自らが水質検査を行うように働きかけを行うとともに、転換が望ましい利用者に対して水道への切り替えを促すなど、安全な水道水の供給に向けた支援を行う必要があります。これにより、水の安全性と水道普及率の向上が図られます。
- ②老朽化した水道施設や水道管等の改修を行う必要があります。実施にあたっては今後の財政状況を見据えた計画的な施工が重要であるため、今後の方向性を示す水道ビジョン^{*}を策定し、限られた財源で最大限の成果が得られるよう検討します。また改修等の実施は、水道施設の統廃合を勘案し、計画的に進める必要があります。

■目的と基本方針

対象 町民

意図 安全な水道水の供給を安定して受けられる。

- 清浄な水道水の供給を図り、安心安全な水道への切り替えを促進します。
- 老朽化した施設の更新を計画的に進めるため、財政健全化計画やアセットマネジメントを含む水道ビジョン等を策定し、限られた財源で最大限の成果が得られるよう取り組みを推進します。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	水道普及率	96.6%	▶ 96.9%	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人数の町人口に占める割合
B	水質に関する苦情件数	0件	▶ 0件	町に寄せられた水質に関する苦情件数

^{*}水道ビジョン…水道事業を取り巻く現状と課題を総合的に分析・評価した上で目指すべき理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するために今後取り組むべき事項・方策を提示している計画

基本事業と取り組み方針

施策 11 水道の整備

(1) 安全な水道水の安定供給

対象 町民

意図 安全な水道水の供給を安定して受けられる。

水源や浄水場での水質監視を強化するとともに、水質悪化に伴う危機管理体制の充実を図り、安全で安心な水道水の供給を図ります。

(2) 水道事業の健全運営

対象 町民

意図 適正な料金で水道水の供給を受けられる。

経常経費節減(維持管理費)のため、水道管(老朽管)の監視強化を図り、漏水の早期発見・修復を実施し、有収率の向上を目指します。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 安全な水道水の安定供給	水質基準超過件数	0件	0件
(2) 水道事業の健全運営	有収率	78.2%	80.0%

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 漏水の発見などに対する通報を行う。
- 利用者として常に水道水の品質を監視する。
- 水道使用料を未納無く納入する。

行政の役割

- 安定水量を確保し、水質を向上させる。
- 水道施設を整備(新規・更新)する。
- 効率的な運営を図り、可能な限り水道料金の値上げ抑制を図る。

▲矢木沢ダム



基本目標 I 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

施策 12 循環型社会づくりの推進

【個別計画・関連条例等】みなかみ町一般廃棄物処理基本計画、みなかみ町環境基本条例

現状

- ①町が単独で運営する奥利根アメニティパークにおいて、可燃ごみの固形燃料(RDF)化を行っています。
- ②ごみの資源化(リサイクル)率は県内でも高い水準を維持しています。
- ③奥利根アメニティパークは供用開始から19年が経過し、施設の老朽化に伴う維持管理費が増加傾向にあります。
- ④町民アンケートによると、ごみの減量に向けて何らかの取り組みを行っている人の割合は年々減少傾向にあり、ごみの減量意識が薄れてきていることがうかがえます。

課題

- ①可燃ごみの固形燃料化には膨大な石油燃料が必要とされるため、使用燃料の削減対策として2016年(平成28年)10月より生ごみの分別制度を導入しました。更なる使用燃料の削減を図るため、ごみの減量・減容に努めるとともに、引き続き生ごみの分別の徹底が必要です。
- ②資源化率の維持または向上のため、引き続きごみの分別の推進が必要です。
- ③施設の老朽箇所を計画的に修繕するとともに、性能水準の回復等長寿命化に向けた取り組みが必要です。
- ④日常の買い物において、率先して簡易包装された商品を選ぶことや、マイバッグ・エコバッグを持参するなど、ごみの減量に向けた啓発活動を継続して取り組む必要があります。

目的と基本方針

対象 ①町民
②一般廃棄物

意図 ①ごみを適正に分別し、減量と資源化を積極的に行い、環境への負荷を軽減させる。
②適正に処理される。

- 町民への意識啓発を通じて、ごみの3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、循環型社会*の構築を目指します。
- ごみ処理施設の安定稼働を継続させるとともに、ごみの適正処理を推進します。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	ごみの減量へ向けて何らかの取り組みを行っている町民の割合	86.4%	▶ 90.0%	町民アンケートにおいて、意識的にごみの減量に取り組んでいると回答した人の割合
B	ごみの総排出量/1人1日あたりの排出量	5,966t/819g	▶ 5,606t/740g	年間のごみ総排出量及び、町民1人1日あたりの一般廃棄物排出量
C	ごみの資源化率(リサイクル率)	57.7%	▶ 63.0%	ごみ総排出量に占める資源化されたごみの割合

*循環型社会…大量生産・大量消費・大量廃棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

基本事業と取り組み方針

施策 12 循環型社会づくりの推進

(1) ごみの減量の推進

対象 町民

意図 ごみの量を減らす。

使い捨て製品の使用抑制やリサイクル製品の利用、また、マイバッグ・エコバッグの活用など、3Rによるごみ減量化への普及啓発に努め、減量意識の向上を図ります。

(2) ごみの資源化の推進

対象 ①町民
②一般廃棄物

意図 ①分別を徹底する。
②適正に処理される。

燃えるごみに混入されている雑がみ・布、また新たに取り組んだ生ごみ等の資源化できるモノの分別を徹底し、ごみの資源化を推進します。また、施設の安定稼働に向けた点検と改修を行います。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) ごみの減量の推進	一般家庭から排出された可燃ごみの量	3,264t/年	▶ 2,900t/年
(2) ごみの資源化の推進	直接資源化できる量(古紙類)	406t/年	▶ 370t/年

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- ごみの出し方のルールを守り、きちんと分別するなど、ごみの減量化・資源化に取り組む。
- ごみを出さないよう、マイバッグやエコバッグを持参するなどの身近なエコ活動に取り組む。

行政の役割

- ごみの減量や資源化、適正処理のための周知・啓発を行う。
- ごみを適正に収集・処理する。

▶ 奥利根アメニティパーク



基本目標 II 豊かな自然と共生するまち

施策 13 人と自然の共生の推進

【個別計画・関連条例等】みなかみ・水・「環境力」宣言、みなかみ町特定間伐等促進計画、みなかみ町森林整備計画

現状

- ①町民アンケートによると、「町内の自然環境が守られていると感じている割合」はここ数年横ばい傾向で推移しています。また、年代別では20歳代が70%を越える割合であるのに対し、60歳代は50%台と割合に大きな開きがあることが分かります。
- ②ユネスコエコパークの登録を目指し始めた2014年度(平成26年度)からユネスコエコパークの認知度アンケートを実施。以降数値は上昇しており、登録された2017年度(平成29年度)は新聞やマスコミ及び自主事業等でのPR活動を断続的に実施してきたため、更なる数値の上昇が見込まれます。
- ③除間伐の実施はみどりの県民税による森林整備事業も含め、現在のところは里山整備及び環境保全の範疇と考えられます。また、里山が保たれている状態は鳥獣がより里に近く出現しやすい環境となっています。

課題

- ①自然環境が守られている状態とはどういう状態なのかを認識させる必要があります。より一層の自然資源の保全に資するため、里山保全の仕組みとそれにより得られる木材を有効利用する仕組みづくりを推進する必要があります。
- ②ユネスコエコパークの登録を町民や町外に向けて繰り返し説明する中で、人と自然の共生の認知度とユネスコエコパークの知名度を更に向上させます。それには改めて町の自然環境や歴史及び文化などを再認識することが必要であるため、各種調査を実施し現状を把握することや経年の変化の確認に取り組む必要があります。
- ③里山整備及び環境保全を図るため、みどりの県民税事業や各種補助事業を導入して、利根川源流森林整備隊、森林組合及び民間事業者による森林整備面積を増やすことが必要です。また、自伐型林業^{*}の人材育成と間伐材の循環システムの構築により、森林や里山の整備を志す者を増やすことも整備面積を増やすための方策のひとつとして必要と考えます。

目的と基本方針

対象

- ①町民
- ②町外の人
- ③みなかみユネスコエコパークの自然環境

意図

- ①自然環境に対する意識を高め、人と自然が共生する取り組みを積極的に行う。
- ②町の自然資源の価値を認識して、関わりを増やす。
- ③保全され、後世に引き継がれる。

- 町内の豊かな自然と暮らしが共生してきたことの理解を深めるとともに保全活動を積極的に推進します。
- 町内の暮らしのまわりにある自然環境の調査研究を推進するとともに環境教育を推進します。
- 身近な自然である里山環境を整備するとともに、そこから得られる木材や自然エネルギーなどの地域資源を有効に活用します。
- 河川空間を利用して隣接区域とともに良好なまちと水辺が融合した空間形成に取り組めます。
- ユネスコエコパークの理念に基づく取り組みを通じて、SDGs^{*}達成への貢献を目指します。

施策の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A 人と自然が共生する取り組みを行っている町民の割合	実績なし	60.0%	町民アンケートにおいて、自然と共生する取り組みを行っていると感じた人の割合
B 町内の自然環境が守られていると感じる町民の割合	64.2%	70.0%	町民アンケートにおいて、自然環境が守られていると感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合
C みなかみユネスコエコパークの認知度・理解度	実績なし	90.0%	町民アンケートにおいて、町がユネスコエコパークに登録されたことや、その趣旨を「知っている」と回答した人の割合

●自伐型林業…山林所有者や地域住民が自ら施業する自立・自営の林業

●SDGs…持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)

2015年9月の国連サミットで採決。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。

施策 13 人と自然の共生の推進

(1) 保全活動の推進（まもる力）

- 対象** ①町民、町外の人
②みなかみユネスコエコパークの自然環境
- 意図** ①保全活動を積極的に行う。
②まもられる。

自然環境を保全するため、従来から自然と共生してきた暮らしを知ってもらうとともに、保全環境に取り組む地域や団体を支援します。また、暮らしに身近な里山整備や森林整備を推進し自然環境の保全を図ります。

(2) 自然資源の活用（いかす力）

- 対象** ①町民、町外の人
②みなかみユネスコエコパークの自然環境
- 意図** ①自然資源を活用する。
②いかされる。

自然資源に目を向けてもらい、地域振興や観光振興及び環境学習の推進を図ります。また、自然資源を保全及び活用する取り組みを推進します。

(3) 豊かな自然の啓発（ひろめる力）

- 対象** ①町民、町外の人
②みなかみユネスコエコパークの自然環境
- 意図** ①自然の豊かさや大切さを認識する。
②ひろめられる。

水や森林、自然環境の大切さや自然と共生してきた暮らしを伝え継承していくための情報発信を行います。また、国内のユネスコエコパークで組織する団体、友好都市及び各種参画団体等とのネットワークを通じて啓発に努めます。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 保全活動の推進 (まもる力)	里山などの整備や野生動物・植物の保全活動をしている町民の割合	実績なし	▶ 30.0%
	森林整備面積	90.92ha	▶ 130ha
(2) 自然資源の活用 (いかす力)	エコツアーへの参加者数	2,092人	▶ 5,000人
	自然を活用した活動をしている町民の割合	実績なし	▶ 35.0%
(3) 豊かな自然の啓発 (ひろめる力)	みなかみユネスコエコパークのホームページへのアクセス数	実績なし	▶ 35,000件
	自然とのふれあいを楽しんだり伝えている町民の割合	実績なし	▶ 60.0%

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもから高齢者まで、町の自然に理解を深めること、自然を守ること、自然にふれあうことに取り組む。 ●家庭や事業所において、省エネルギーや環境にやさしい活動に取り組む。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●みなかみユネスコエコパークの登録を町内外に周知しその理念に基づいたまちづくりを行う。 ●自然環境の保全、調査研究を行う。 ●群馬県自然環境保全条例の適正運用とみなかみユネスコエコパークの周知及び自然環境の調査・研究を行う。 ●自然公園法等の適正運用とみなかみユネスコエコパークの周知及び自然環境の調査・研究を行う。 ●谷川岳エコツーリズム推進全体構想に基づいた取り組みを推進する。

基本目標 Ⅱ 豊かな自然と共生するまち

施策 14 生活環境の保全

【個別計画・関連条例等】みなかみ町環境基本条例

現状

- ①本町の汚水処理人口普及率は、2016年度(平成28年度)末時点で77.2%となっていますが、全国(90.4%)や群馬県(79.3%)の平均値と比較すると低い水準となっています。また、下水道施設の供用開始から40年近くが経過しているため、老朽化が深刻な問題となっています。
- ②本町ではこれまで大規模な公害問題は発生していないものの、ごみのポイ捨てや、不法投棄が後を断ちません。特に不法投棄については、人目につきにくい土地、手入れが行き届いていない土地などに見受けられます。
- ③犬及び猫の去勢避妊手術の申請件数は増加傾向にあり、町民の理解が深まったことがうかがえます。
- ④火葬場については、月夜野地区が広域行政の斎場を利用し、水上・新治地区がそれぞれ火葬場の運営をしており、3地区3様の方式となっています。

課題

- ①水質の保全に向けた効率的な維持管理を図るとともに、適正な下水処理が行えるよう施設の老朽化対策に取り組む必要があります。また、下水道料金の未納対策を徹底し、料金収入の確保に努める必要があります。
- ②パトロールによる監視の強化や警告掲示板の設置など、継続した未然防止対策が必要です。また、町民に対し土地の適正管理を呼びかけるなど、不法投棄の被害にあわないための対策を講じる必要があります。
- ③犬及び猫の適正な飼育管理を推進するため、引き続き広報活動を行うなど、町民への周知を図る必要があります。
- ④町内火葬場のうち、水上火葬場の老朽化が著しく、また、水上・新治両火葬場とも火葬炉が1基であり、かつ非常用発電設備の設置がないため、故障や停電時のリスクがあることから、早急に火葬場のあり方を検討する必要があります。

目的と基本方針

- 対象** ①町民
②町内の生活環境
- 意図** ①環境への負荷を低減させる。
②良好な状態に保持される。

- 下水道事業を健全に運営し、施設の計画的な整備と維持管理、合併処理浄化槽^{*}の普及を推進します。
- 典型7公害^{*}や不法投棄などの対策を推進し、町民が快適に暮らせる良好な生活環境を保持します。

施策の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A 汚水処理人口普及率	77.2%	83.2%	合併浄化槽を含む汚水処理施設処理人口の町人口に占める割合
B 下水道普及率	47.6%	48.8%	下水道処理区域内人口の町人口に占める割合
C 典型7公害件数	17件	12件	環境基本法で公害と定義されている7種類の事象(大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭)の発生件数
D 不法投棄等その他苦情件数	38件	23件	町に寄せられた不法投棄やその他に関する苦情件数

●合併処理浄化槽…し尿と台所、風呂、洗濯、洗面所などの生活雑排水を処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、はるかに処理能力が高く、下水道の終末処理場と同等の放流水質に処理することができる。

●典型7公害…大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7つの公害の総称

施策 14 生活環境の保全

(1) 生活排水の適正処理

- 対象** ①町民
②町内の生活環境
- 意図** ①生活排水が適正に処理される。
②水質が保全される。

下水道未接続者や単独処理浄化槽利用者に対し、下水道への接続転換を促すとともに、単独処理浄化槽やくみ取り式トイレの利用世帯への合併処理浄化槽への転換等の促進のPR活動を行い、汚水処理人口普及率の向上を図ります。

(2) 公害防止対策の推進

- 対象** ①町民
②町内の生活環境
- 意図** ①公害に対する意識を高める。
②公害が未然に防止される。

騒音規制法規制基準に基づき、特定工場及び主要道路の騒音を測定するとともに、基準値を超えるものについては関係機関と協議して規制基準値を遵守させます。

(3) 公衆衛生対策の推進

- 対象** ①町民
②町内の生活環境
- 意図** ①公衆衛生に対する意識を高める。
②良好な住環境が維持される。

獣医師会と連携し、犬猫をむやみに増やさないよう広報などにより周知するとともに、避妊手術の実施を促すなど、適正な飼育管理を推進します。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 生活排水の適正処理	利根川・赤谷川の水質(利根川/赤谷川)	<0.5/<0.5mg/l	<0.5/<0.5mg/l
(2) 公害防止対策の推進	騒音測定基準値を超過した件数	0件	0件
(3) 公衆衛生対策の推進	犬・猫の避妊手術の申請件数	158件	145件

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道や農業集落排水への接続や合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理に努める。 ● 地域の生活環境を悪化させないよう、不法投棄の防止や、公害に対する意識を高めるなど、良好な住環境づくりに努める。 ● 犬・猫の適正な飼育管理に努める。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道を健全に運営し、下水道施設の計画的な整備と維持管理、合併処理浄化槽の普及に努める。 ● 不法投棄対策、公害防止対策など地域の生活環境の維持に努める。 ● 犬・猫の保護対策の実施主体である群馬県(動物愛護センター)と連携し、犬猫衛生対策を推進する。

基本目標 II 豊かな自然と共生するまち

施策 15 まちなみの整備

【個別計画・関連条例等】美しいみなかみの風景を守り育てる条例

現状

- ①事業者が実施する土地利用の事業活動や、町民の役割としての良好な景観づくりの基準等を設定するため、町の景観計画*の策定を進めています。
- ②将来的な市街地像や土地利用、各種施設の整備目標等、町が定める都市計画の方針として、都市計画マスタープラン*の策定を進めています。
- ③本町にある上毛高原駅は開業後36年が経過していますが、駅周辺の整備が遅れています。
- ④人口減少や高齢化の進行に伴い、空き家が著しく増加しています。また、家屋の管理が不十分なまま放置されることによって、老朽化や害虫・害獣の繁殖を招く恐れがあり、結果的に良好な景観を損なうことにつながります。

課題

- ①事業者や町民に良好な景観の形成に関する理解を深めていただくための取り組みが必要です。
- ②町民が良好な都市環境の形成に配慮できるよう、都市計画に関する理解を深めていただくための取り組みが必要です。
- ③適正な土地利用に基づき、上毛高原駅周辺の市街地整備を検討する必要があります。
- ④空き家の解消や、それに伴う所有者の経済的負担を軽減させるための制度の構築など、良好な景観を保持するための対策を講じる必要があります。

目的と基本方針

対象

- ①町民・事業者
- ②町内全域

意図

- ①良好な景観形成を目指す。
- ②調和のとれたまちなみが整備される。

- 景観条例の制定を進め、景観条例制定後には行為制限等の周知を行い、届出者に対しては必要な指導・助言を行います。
- 都市計画マスタープランに定める将来的な市街地像や都市施設の整備目標の実現に向け、民間開発の誘導を図ります。
- 空き家や廃屋などの解消を促すための制度を構築するなど、美しい郷土景観の阻害要因の排除に向けた取り組みを推進します。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	景観条例による行為の届出受理件数	実績なし	▶ 30件	景観条例により定められた行為に対し届出のあった件数
B	都市計画税課税区域で宅地等として利用されている面積の割合	80.5%	▶ 81.1%	都市計画税課税区域で宅地等として利用されている面積の割合
C	町の指導助言等によって状態が改善された空き家の棟数	実績なし	▶ 10棟	町の指導助言等によって状態が改善された空き家の棟数

●景観計画…景観法に基づき景観形成上重要な公共施設の保全や、整備の方針、景観形成に関わる基準等をまとめた計画

●都市計画マスタープラン…土地利用や道路、公園、緑地、下水道などといった都市施設の整備、自然環境の保全や景観の形成など、望ましい将来像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画

基本事業と取り組み方針

施策 15 まちなみの整備

(1) まちなみ形成活動の推進

対象 町民

意図 魅力を守り・活かしたまちなみの形成に向けた取り組みを積極的に行う。

花の植栽などの都市緑化を推進している団体への支援を行います。また、街なみ環境整備事業により、湯原温泉地区・水上駅周辺地区・湯宿温泉地区の修景整備を進めます。さらに、景観阻害要因である空き家や廃屋などの対策に取り組みます。

(2) 適正な土地利用の推進

対象 町内全域

意図 土地利用や開発が適正に規制・誘導される。

景観計画の策定に併せ、開発事業指導要綱の見直しを進めます。また、都市計画マスタープランに都市施設の整備目標を定めることで、民間開発の誘導を図ります。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) まちなみ形成活動の推進	調和のとれたまちなみの形成へ向けて何らかの取り組みを行っている町民の割合	55.4%	65.0%
(2) 適正な土地利用の推進	用途地域内の人口密度(1haあたり)	20.6人	19.6人

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 景観計画並びに景観条例を遵守するとともに、それぞれの地域に見合ったルールづくりに取り組む。
- 花苗の植え付けなど、身近な景観づくりに地域ぐるみで積極的に取り組む。
- 事業者は、景観計画並びに景観条例を遵守し調和の取れた景観形成に配慮する。景観形成重点地区の住民は景観形成基準を守る。
- 都市計画、開発等に関する各種規制を遵守する。
- 空き家の所有者は、周辺環境に配慮した管理を行う。
- 太陽光発電事業者はガイドライン等を遵守し景観に配慮する。

行政の役割

- 景観形成について、町民の理解を深めるとともに、地域の取り組みを支援する。
- 一定規模を超える開発について監視・指導・助言を行う。
- 景観に配慮した公共施設の整備を図る。
- 景観条例による届出案件を審査指導するとともに、届出がなされているか監視する。
- 適切に管理されていない空き家の所有者に助言等を行う。
- 太陽光発電施設に関するガイドライン等に基づき指導等を行う。

基本目標 II 豊かな自然と共生するまち

施策 16 獣害対策の推進

【個別計画・関連条例等】みなかみ町鳥獣被害防止計画

現状

- ①本町では、獣害対策センターを設置し対策に取り組んでいますが、近年、農家の高齢化や後継者不足によって農地が荒廃したり、手入れが行き届かない山林が増加するなど、野生鳥獣が出没しやすい環境が増えつつあります。
- ②イノシシやクマ、サル等による農林産物への被害が、中山間地域を中心に深刻化しています。
- ③近年では市街地への出没（目撃）も目立ち始めています。また、町外の入山者がクマに遭遇するなど、毎年数件の人身被害が発生しています。

課題

- ①里山エリアの森林整備、林縁部の耕作放棄地解消、有害鳥獣の追い払い・適正管理（捕獲）など有害鳥獣の出没しにくい環境の整備が必要です。
- ②地域ぐるみの鳥獣被害対策（電柵設置・檻の設置）を強化するなど、被害を防止・軽減する必要があります。
- ③クマ等の出没情報の提供（防災メール・注意看板の掲示等）など、住民や入山者への注意喚起や広報の充実が求められています。

目的と基本方針

対象 町民

意図 鳥獣による被害にあわない。

- 地域住民と行政が一体となり、野生鳥獣が出没しにくい環境整備を推進します。
- 被害関係者と協働による侵入防止柵等の守る対策や、追い払い活動を推進するとともに、捕獲活動を強化し、鳥獣被害の軽減を図ります。
- 出没・目撃情報の収集と提供により、事故の未然防止や安全確保に努めます。

施策の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A 鳥獣による農林産物被害金額	7,455千円	6,000千円	農作物に損傷が生じたため減収または品質低下した量（被害量）に標準単価を乗じた額
B 鳥獣による農林産物被害面積	9.0ha	7.0ha	基準収量に対する被害量の割合に相当する面積



須川の水田地帯

施策 16 獣害対策の推進

(1) 鳥獣が出没しにくい環境整備

対象 町民

意図 鳥獣による被害の危険性が軽減される。

野生鳥獣の追い払い体制の強化、適正管理に努めます。また、猟友会と連携した捕獲や、くくりわな等により個体数調整を推進します。【捕る】

(2) 農林産物被害の軽減

対象 農家

意図 鳥獣による農林産物の被害が軽減される。

侵入防止柵の整備支援や捕獲檻の設置により、獣が近づかない環境づくりを推進します。【守る】

(3) 人的被害対策の推進

対象 町民

意図 鳥獣による人身被害にあわない。

きめ細やかなパトロールを実施します。また、被害を未然に防ぐため、広報・防災メール等による地域住民への注意喚起を図ります。【知る】

	基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1)	鳥獣が出没しにくい環境整備	鳥獣追い払い用火火等の配布数/ 追い払い煙火受講者数	4,927個/178人	5,000個/200人
(2)	農林産物被害の軽減	侵入防止柵の延長	8.7km	5.0km
(3)	人的被害対策の推進	獣による人的被害者数(町内の人/町外の人)	0/2件	0/0件

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 未収穫農産物や野菜くず等を農地に放棄しない。
- 出没した鳥獣の追い払いを行う。
- 農地の荒廃化を防ぎ、集落に隣接する林野の刈り払いを行うなど、獣が出没しにくい環境を整備する。

行政の役割

- 獣が出没しにくい環境を整備するための支援を行う。
- 有害鳥獣の個体数調整を行う。

基本目標 Ⅲ 活力にあふれるまち

施策 17 観光の振興

【個別計画・関連条例等】みなかみ町観光振興計画

現状

- ①本町は、上越新幹線で東京駅から最短66分と、東京から一番近い「田舎」として首都圏を中心とした観光客の集客を行っています。年間延べ400万人の観光客が本町を訪れていますが、日帰り・宿泊ともに観光客数が減少傾向に転じているため、温泉街の活気が薄れつつあります。
- ②本町を訪れる観光客は、「非日常」を求め、普段味わえないその地域ならではの体験を求める傾向にあります。そのニーズも多様化していますが、近年では利根川の激流を活用したラフティングやキャニオニング、谷川岳に代表される登山やスキー等々、さまざまなアクティビティを有し、アウトドアスポーツの聖地として有名になっています。また、たぐみの里を中心とする体験やほのぼのとした里山の存在も町の魅力となっています。その一方、みなかみ町ならではの名物料理がなく、ここでなければ食べられないもの、ここでなければ体験できないものなど「ここだけのもの」を磨き上げられていないのが現状です。
- ③首都圏から本町までは関越自動車道や上越新幹線などの交通網が整備されており、短時間でのアクセスが可能である一方、町の玄関口から町内の観光地までは公共交通が乏しく、利便性の向上が求められています。

課題

- ①観光地域の活性化や賑わいを呼び戻すため、飲食店や娯楽施設、また、雨天でも楽しめる施設の整備が必要です。さらに、滞在型観光を推進し、リピーターと長期滞在者を増やす必要があります。
- ②「ここだけのもの」と言った特色のある食事やお土産、特別な体験や景勝地などの創出が求められており、町内に存在する飲食店やお土産屋などの情報を広く発信することや、観光資源になり得るものの「洗い出し」と「磨き上げ」が必要です。
- ③広大な面積を誇る町内に点在している観光施設や温泉地などの観光資源を容易に巡る手段として、公共交通機関の充実や2次交通の整備など、観光客が快適に移動することのできる公共交通網を整える必要があります。

目的と基本方針

対象 町外の人

意図 町に何度も訪れ、消費する。

- 観光協会などの観光関係団体や地域住民、行政との連携を強化し、観光地としての一体感の醸成を図ります。
- 豊富な観光資源を有効に活用し、魅力ある観光地づくりを推進します。
- 国際的にも魅力ある観光地としての受入れ環境を整備し、海外からの観光客誘致を推進します。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	宿泊客数	1,112千人	1,300千人	町内の旅館・ホテル等における宿泊客数
B	入湯客数	1,267千人	1,628千人	宿泊施設や日帰り入浴施設における入湯税の納税義務者数
C	観光消費額	19,225百万円	24,000百万円	主な観光地点の利用者数を基に算出した観光消費額

施策 17 観光の振興

(1) 観光情報の発信

対象 観光客

意図 町の魅力を知る。

パンフレット等の紙媒体だけでなく、ホームページやマスメディア、SNS、さらには携帯端末などを活用した各種PRや宣伝活動を推進するとともに、来訪を促す多様な情報の発信と内容の充実を図ります。また、県や周辺市町村と連携し、広域的な誘客活動の展開に努めます。

(2) 観光資源の充実

対象 観光客

意図 さまざまな観光資源を安全に安心して楽しむことができる。

観光協会や商工会、関係機関や地域住民等と連携し、本町の自然や産業、歴史や文化などの資源を活かした体験型の観光プログラムの開発を推進します。また、観光施設を適切に管理し、観光資源の安全管理と品質の向上に努めます。

観光客が快適に移動できるよう2次交通の充実に努めます。また、観光施設等におけるサービスの質の向上を図り、地産地消など食の魅力の向上を推進します。

(3) 国際観光の推進

対象 外国人観光客

意図 町を訪れ、消費する。

外国人観光客のリピーターや長期滞在者を獲得するため、「気候」「自然」「文化」「食」の総合力の向上に努めます。また、一つの強みだけではなく、いくつもの観光素材を磨き上げ、多様な観光資源を提供できるような取り組みをします。さらに、長期滞在に欠かすことのできないWi-Fiや標識などの外国語表記、カード決済や施設の洋式化などのインフラ整備を推進します。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 観光情報の発信	観光協会のホームページアクセス数	2,642千件	4,600千件
(2) 観光資源の充実	新しい資源の数 (特色ある食事や土産品、体験メニュー及び景勝地等)	実績なし	15件
(3) 国際観光の推進	外国人宿泊客数	25,126人	80,000人

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 地域の良さを知り観光地であることを認識することで、地域をきれいにするとともに、観光客におもてなしのところで接する。
- 観光ボランティアなどに参加するなど、町の魅力を積極的に発信する。
- 観光関係者・事業者同士で連携し、主体的に観光素材の発掘や企画・提案、情報の発信などを行う。
- ユネスコエコパークの理念に基づいて、一体感や郷土愛を醸成する。

行政の役割

- 総合的な観光振興策の企画立案を行う。
- 施設の維持管理や観光資源の品質を管理する。(整備、規制、保護など)。
- 観光関係団体と連絡・調整を行う。
- 地域の特性に応じた観光振興への取り組みを育成支援する。

基本目標 Ⅲ 活力にあふれるまち

施策 18 農業の振興

【個別計画・関連条例等】みなかみ町農業振興地域整備計画、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）

現状

- ①農業は観光業に並ぶ本町の主要産業であり、2015年（平成27年）の農業産出額は約33億7千万円になります。果実、野菜、米の生産と畜産が盛んでありますが、一部の作物においては諸外国との生産条件の格差により販売単価の低迷が見受けられます。
- ②ほ場整備率は高いものの、急傾斜、小規模、狭小などといった中山間地域特有の地理的・地形的要因が、農業経営の継続に影響を及ぼしており、耕作放棄地の増加傾向が見受けられます。
- ③高齢化や担い手不足により、生産能力の低下や離農を余儀なくされる農業経営者が今後も増加することが懸念されます。

課題

- ①販路開拓を支援するとともに、農畜産物の高付加価値化を図るなど、農業経営における収入の安定・収益力の向上に向けた取り組みが求められています。
- ②地域の実情に即した基盤整備を推進し、農業経営を支える生産性や効率性の確保・向上のための取り組みが必要です。
- ③新規就農者の参入に向けた取り組みや、認定農業者制度、農業生産組織の育成支援など、就労環境の整備が必要です。

目的と基本方針

対象

- ①農家
- ②農地

意図

- ①農業所得を増やす。
- ②有効に活用される。

- 地産地消を基本に6次産業化^{*}による農産物利用の促進をします。
- 農地中間管理機構制度や耕作放棄地対策事業を利用した担い手への農地集積・集約化促進により、生産性の向上を図ります。
- 基幹農業用施設の保全や機能強化を図ります。
- 担い手の育成や法人化の促進により、農業経営基盤強化や経営規模の拡大を図ります。

施策の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A 農業所得者の総所得金額	196,648千円	192,000千円	農業から生じる所得（総収入金額－必要経費）の合計額
B 農地として利用すべき耕作放棄地面積	265ha	184ha	直ちに耕作することが可能な耕作放棄地及び基盤整備を実施して農業利用すべき耕作放棄地面積
C 米の栽培面積	354ha	354ha	水稻生産実施計画書により報告された水稻作付面積

^{*}6次産業化…農林漁業者（1次産業）が製造・加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）などの産業へ主体的かつ総合的に関わることによって、新しい商品や付加価値を生み出すことで農業を活性化させようというもの。1次産業×2次産業×3次産業=6次産業

基本事業と取り組み方針

施策 18 農業の振興

(1) 地域の農産物の利用促進

対象 農家

意図 農産物を高く売る。

安心・安全で美味しい農産物の生産を基本に、生産技術の高度化支援や地産地消の取り組みを進めることにより、地元農産物の利用拡大を目指します。また、ユネスコエコパークを背景としたブランドイメージの構築や、関係機関と連携した特産品等の開発により、生産から加工・販売を行う6次産業化を促進します。

(2) 生産基盤の維持・保全

対象 農家、農地

意図 生産性を維持・向上させる。

農地中間管理制度による耕作放棄地対策を絡めた農地集積、農地集約化を推進することで生産性の維持・向上を図ります。また、老朽化しているため池や用水路など、基幹農業用施設の機能維持に取り組みます。

(3) 担い手の育成・確保

対象 農家

意図 経営基盤を強化する。

新規就農者、地域農業の核となる担い手の育成確保に努めるとともに、機械の共同利用等、農業法人化などの組織化や経営規模の拡大を推進することで経営基盤の強化を図ります。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 地域の農産物の利用促進	直売所の農産物販売額	221,878千円	264,600千円
(2) 生産基盤の維持・保全	農地集積面積	228ha	420ha
(3) 担い手の育成・確保	農業法人数/認定農業者数	12団体/80人	18団体/81人

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 良質で安全な農畜産物の生産に努める。
- 農地、農業用施設の適切な維持管理に努める。
- 集落営農等の組織化(法人化)に取り組む。
- 担い手への農地集積に協力する。

行政の役割

- 良質な農畜産物の生産や高付加価値化を支援する。
- 生産基盤の整備等により農業経営の安定化を支援する。
- 集落営農等の組織化や担い手の育成、確保を支援する。
- 農地利用の最適化や耕作放棄地解消のための支援を行う。

基本目標 Ⅲ 活力にあふれるまち

施策 19 商工業の振興

【個別計画・関連条例等】みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例

現状

- ①商工会員数については、2013年度(平成25年度)商業562人/工業210人が2016年度(平成28年度)商業525人/工業216人と商業37人減/工業6人増となり、廃業等に伴い商業関係会員(小売店舗)が減少しています。
- ②経営者の高齢化や過疎化を背景に後継者不足による店舗の閉店が相次いでおり、買い物の利便性の低下が問題となっています。
- ③若者世代が町外に転出し、地元就職する人が少なくなっていることから、業種によっては人手不足の業種も増加しています。
- ④人口減少や大型店舗の進出により、小売店舗の売上が減少しています。
- ⑤2014年(平成26年)6月に小規模基本法と小規模支援法が成立し、これを受け町議会産業観光・地域活性化対策合同委員会において議論を重ね、2016年(平成28年)3月議会で「みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例」が成立しました。

課題

- ①事業主の高齢化や後継者不足により事業継承が困難となり廃業の選択を余儀なくされる方が増加していることから、廃業後の空き店舗などの遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりや創業支援により、街の再生化を図る必要があります。
- ②買い物に困っている方に対する移動販売や宅配等の支援が求められています。
- ③地元雇用や地域経済の波及効果等が期待できる企業誘致や、地元で働きたくなる職場環境をつくる必要があります。
- ④商工会や関係機関と連携し、産業間の連携や販路開拓、新商品・サービスの開発・投入など個々の実情に寄り添った指導支援が必要です。
- ⑤みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、地域の課題と方策を総合的に推進する必要があります。

目的と基本方針

対象

- ①商業事業所
- ②工業事業所

意図

- ①販売額を伸ばし、安定した経営ができる。
- ②出荷額を伸ばし、安定した経営ができる。

- 関係機関が連携して、販路拡大による販売体制強化や経営の近代化、特産品の研究開発などを推進します。
- 積極的な情報提供や経営指導・相談融資制度の充実により、中小企業の育成を推進します。

施策の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A 商業の法人税割額	5,546千円	5,221千円	日本標準産業分類により、「卸売・小売業」「一般飲食店」「遊興飲食店」のものの法人税割額
B サービス業の法人税割額	13,292千円	12,514千円	日本標準産業分類により、「医療、福祉」「教育、学習支援業」「サービス業」「宿泊業」「情報サービス業」のものの法人税割額
C 建設業の法人税割額	7,817千円	6,511千円	日本標準産業分類により、「建設業」のものの法人税割額

基本事業と取り組み方針

施策 19 商工業の振興

(1) 商業事業者の経営改善

対象 商業事業所

意図

販売額を伸ばし、安定した経営ができる。

商工会と連携し、後継者や優秀な経営者の育成を支援するとともに、経営相談や融資制度の運用などを通じて商工業者の経営の安定化を図ります。また、融資制度や補助制度の運用などを通じて新商品開発や販路開拓、起業等を支援します。

(2) 工業事業者の安定経営

対象 工業事業所

意図

出荷額を伸ばし、安定した経営ができる。

商工会と連携し、新分野への進出や新製品の開発を目指す事業者を支援し、出荷額の増加につなげます。また、従来どおりの事業を継続して行う事業者に対しては、安定した経営を維持していける環境を整備します。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 商業事業者の経営改善	産業別売上金額	95,806百万円	▶ 111,748百万円
(2) 工業事業者の安定経営	製造品出荷額	69,721百万円	▶ 70,140百万円

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 事業者は、特産・名産品を開発したり、魅力ある店舗づくりに努めるなど、安定した経営に努める。
- 町民は、町内で買えるものはなるべく町内で買う。

行政の役割

- 商工会や観光協会等と連携し、販売額や出荷額、収益の増加につながる取り組みや支援を行う。
- 消費者行動の多様化や流動客に対応するために、起業や販路拡大を支援する。
- 新規企業の進出や既存企業の町内への機能集積、拡大など事業者要望への協力、支援を行う。

基本目標Ⅳ 豊かな心と文化を育むまち

施策 20 学校教育の充実

【個別計画・関連条例等】みなかみ町教育大綱

現状

- ①2017年(平成29年)5月現在の児童・生徒数は1,126名と、ここ5年間で382名減少しており、少子化の急速な進展の影響が現れています。
- ②各地区毎に、園、小、中の連携を強化し、小1プロブレム^{*}、中1ギャップ^{**}などの解消に努めています。また、日々の授業改善、子どもたちの特性に寄り添った特別支援教育も年々充実し、学力テストの結果は県や全国を上回るような良好な結果をあげているものの、不登校児童生徒数の割合は、若干、国より高くなっています。
- ③子どもたちを取り巻く環境の変化の中で、子どもたちの運動機会は減少しています。各校では、「体力向上プラン」を作成し、心身の健全な成長に努めています。
- ④通学路の安全確保は、学校や関係機関との連携を強化するとともに、情報の共有や合同点検を実施し、通学路の整備を行っています。
- ⑤管内小中学校の多くの施設が老朽化しており、安全性に留意しています。

課題

- ①子どもたちが互いに関わりあい、学びあいながら個々の資質・能力を高めていけるよう教育環境を構築するために小・中学校の適正規模を考慮した学校の再配置の取り組みが必要です。
- ②子どもたちの特性に応じたきめ細かな教育を継続するため、特別支援教育に携わる補助教員や支援員等の確保を継続する必要があります。また、新学習指導要領の完全実施に向け、外国語活動の充実・プログラミング学習への環境整備等が必要です。
- ③健康課題と体力向上対策を結びつけるなど、より意図的・組織的に体力向上に取り組み、子どもたちが身体を動かす心地よさや喜びを味わえるよう環境の改善や充実を図る必要があります。
- ④地域で児童生徒を見守る活動をより充実させるため、地域ボランティア活動などの推進をしていく必要があります。
- ⑤学校施設・設備の計画的な改修や改築に努め、学校施設の保守点検の充実を図る必要があります。

目的と基本方針

対象 町内の児童生徒

意図 豊かな心と高い知性、健康な身体をもとに活力ある人間に育つ。

- 少子化の動向を踏まえ、学校の適正規模を考慮した配置を進めるとともに、地域に根ざした特色ある教育を推進します。
- 学校と家庭、地域との連携により、通学における児童生徒の安全性の向上に努めます。
- 学力や体力の向上を図るとともに、不登校や問題行動、特別な支援を必要とする子どもたちへの取り組みを強化します。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	学力テストの結果 (児童/生徒)	83/82%	83/83%	小2～中3の児童生徒のうち、NRTテストで、5段階中3以上(概ね学習内容を理解している)の児童生徒の割合
B	体力テストの結果 (児童/生徒)	50/50%	51/51%	全学年を対象に実施している新体力スポーツテストで、全国の標準を50ポイントとして表した全国比
C	不登校児童生徒数の割合	1.52%	1.0%	町立小・中学校における不登校(30日以上欠席)児童生徒数

●小1プロブレム…小学校に入学したばかりの1年生が、(1)集団行動がとれない(2)授業中に座ってられない(3)先生の話を受けない、などと学校生活になじめない状態が続くこと。

●中1ギャップ…小学校から中学校に進学した際、不登校やいじめの増加などの問題が生じる現象のこと。学習内容や人間関係の変化、心身の発達など幾多の原因が作用し合って起こると考えられている。

基本事業と取り組み方針

施策 20 学校教育の充実

(1) 教育水準の向上

対象 町内の児童生徒

意図 確かな学力を身につける。

児童生徒が意欲的に学習に取り組み、成就感・達成感を得られるような授業づくりがなされるよう働きかけを行います。また、分かりやすい授業づくりを継続するため、ICT機器等の効果的な活用に向けた研修を充実させます。

(2) 教育環境の整備

対象 町内の児童生徒

意図 適切な教育環境で教育が受けられる。

可動式の学習用コンピュータを活用した学習活動に対応するための機器等の環境整備を進めます。また、老朽化した学校施設の維持修繕(トイレ改修等)を行い、児童生徒が快適な環境の中で学校生活を送れるための支援を行います。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 教育水準の向上	確かな学力を身につけることができた児童の割合	73.0%	▶ 76.0%
	授業で学習したことが身についた生徒の割合	80.0%	▶ 86.0%
(2) 教育環境の整備	タブレット型端末機器の環境整備の割合	実績なし	▶ 70.0%
	小中学校の洋式トイレの割合	50.9%	▶ 80.0%

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

<家庭・保護者>

- 家庭では子どもたちの心身の健康を育み、基本的な生活習慣や善悪の判断等規範意識の基礎を作る。
- 保護者としての自覚を持ち、社会的な義務を果たす。

<地域住民>

- 「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、子どもたちが安心して活動できる地域づくりを進める。
- 地域の人材として学校現場へ積極的に関わるなど、教育活動へ協力する。

行政の役割

- 教育の基本方針を策定する。
- 児童生徒が安心して学習できる安全な環境をつくる。
- 教員の資質の向上を図る。
- ユネスコエコパーク登録により、本町の自然や文化など多くの魅力を見つめ直し、持続可能な開発のための教育の学習を図るため、管内小中学校のユネスコスクール^{*}への登録加盟・活動を支援する。

^{*}ユネスコスクール…ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を实践する学校のこと。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置づけている。

基本目標Ⅳ 豊かな心と文化を育むまち

施策 21 生涯学習の推進

【個別計画・関連条例等】みなかみ町教育大綱

現状

- ①町内にある、中央公民館・水上公民館・新治公民館・カルチャーセンターが生涯学習活動の拠点として位置づけられていますが、各々の施設は老朽化が進み、施設面での不具合がみられるうえ、バリアフリー化が遅れているなど住民の多様なニーズに対応しきれていません。
- ②上記、4施設内の図書室は、システムの構築が未整備で町内図書室の一体化が図られていません。
- ③人口減少や高齢化の影響により、文化協会加盟団体の中には存続が厳しい団体があります。
- ④町民の生涯学習のきっかけづくりを更に推進する必要があります。公民館講座等の開設は重要な位置づけですが、幅広い年代のニーズに応じた講座開設には対応しきれていない状況です。
- ⑤カルチャーセンター(主にホール)の利用者からはおおむね良い評価を得ており、リピート利用が増加しています。

課題

- ①生涯学習施設を利用者の立場から検討し、不都合箇所は早急に整備を行い、利用者が安全で利用しやすい施設にする必要があります。
- ②町内4図書室は地域の情報・学習拠点としての機能を充実するため、施設の環境整備を進めることが必要です。
- ③生涯学習を推進するうえで、文化協会や文化芸能所属団体の活動は大きな役割を果たしています。しかし、人口の減少や会員の高齢化により後継者不足に悩む団体が多く、その解消が急務となっています。
- ④生涯学習を推進する体制の充実と指導者の確保を図る必要があります。また、学習のきっかけ提供として「生涯学習フェスティバル」の周知、並びに更なる事業の充実を図る必要があります。
- ⑤引き続き施設の利用を安定させ、利用者の利便性の向上を図るためには、専門技術職員の配置が必須です。安定して、利用者の要求にそえる技術者の養成をすすめる必要があります。

目的と基本方針

対象 町民

意図 生涯を通じて自主的に学習する。

- 情報発信媒体を活用し、学習の情報等を発信することで、学びの楽しさや必要性を啓発し、生涯学習への意欲や関心を高めます。
- 多様な学習ニーズを的確に捉えた学習機会を提供し、文化協会をはじめとする自主学習グループの活動支援を推進します。
- 公民館(図書室含む)やカルチャーセンターは、学びの拠点施設として生涯学習の推進において重要な役割を担っています。施設の整備や機能の充実を図り、町民誰もが生涯にわたって学習活動が行える環境整備に努めます。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	日頃から、生涯学習活動を行っている町民の割合	25.4%	▶ 30.0%	町民アンケートにおいて、テーマを持って学習活動に「ほぼ毎日」「週に1回程度」「月に1回程度」「年に数回程度」取り組んでいると回答した人の割合
B	公民館利用者数(行政利用を除く)	10,013人	▶ 9,600人	中央公民館・水上公民館・新治公民館利用者のうち、図書室利用者と行政利用者を除いた人数

施策 21 生涯学習の推進

(1) 学習意欲の高揚

対象 町民

意図 生涯学習への意欲や関心が高まる。

生涯学習の情報発信媒体として「生涯学習だより」「カルチャーセンターだより」等が町民に活用されるよう、関係団体と連携し紙面の充実を図ります。また、学びのきっかけを提供できる情報発信の場になるよう「生涯学習フェスティバル」の更なる充実に努めます。

(2) 学習機会の充実

対象 町民

意図 学びの機会を得られる。

生涯学習を推進するため、多様なニーズに対応した講座や教室の企画・開催を行い、町民に学びの機会を提供します。また、講座等開設には地域に眠る人材を掘り起こし、指導者として活用するなど地域に根ざした学びの事業展開を進めます。

(3) 学習環境の整備

対象 町民

意図 学びの場を得られる。

多様化する町民の学びを支援するため、図書資料の充実と貸出しサービスの充実を図り、施設の利便性に配慮した、学習環境の整備を進めます。また、文化芸術に気軽に親しむ機会の創出や文化芸術活動の創作・発表の場としてカルチャーセンターの充実を図ります。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 学習意欲の高揚	生涯学習フェスティバル参加者数	200人	500人
(2) 学習機会の充実	生涯学習を推進するための講座・教室等の開設数	8件	13件
(3) 学習環境の整備	図書室利用者数	5,707人	5,400人
	カルチャーセンター利用者数(全体/町民)	20,190/10,473人	20,000/10,000人

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 地域社会の環境向上や自己啓発につながる取り組みに積極的に関わり、生きがいとなるような活動を行う。
- 学ぶことの楽しさを広め仲間づくりを行うなど、普及啓発に取り組む。
- 指導者となり、さらには後継者を育成する。

行政の役割

- 学びのきっかけとして、気軽に参加できる学習機会を提供する。
- 生涯学習施設の計画的な整備と管理運営を行い、安全で利用しやすい環境を提供する。
- 生涯学習活動を行う人・団体の支援を行う。

基本目標Ⅳ 豊かな心と文化を育むまち

施策 22 生涯スポーツの推進

【個別計画・関連条例等】みなかみ町教育大綱、みなかみ町スポーツ推進計画

現状

- ①町民アンケートによると、50代以上の2人に1人が週1回以上、スポーツや運動を行っているという一方、20代～40代の実施率は4割を下回るなど、世代によってばらつきが見受けられます。
- ②人口の減少は団体競技の継続を困難にし、結果、スポーツ競技人口の減少につながっています。
- ③多くの施設で老朽化が進み、改修や維持管理のための労力と費用が膨大となっています。
- ④体育協会の組織が改編され、地域スポーツを推進するための中心組織が協会から離れたことで、一部地域では活動が縮小しています。
- ⑤スポーツ講習会や各種教室への参加人数が思うように向上せず、伸び悩みを見せています。

課題

- ①スポーツや運動を広く推進するために、さまざまな年齢層に配慮したきっかけの提供が必要です。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、スポーツや運動に関心を持つ機運が高まると予想され、この関心を行動に結びつけるための取り組みや支援を考える必要があります。
- ②競技スポーツの主体である体育協会の活動を支援し、加入者増加につながる啓発活動と競技に適した施設整備を進める必要があります。
- ③老朽化が進む既存のスポーツ施設を、限られた予算の中で計画的に整備・維持・修繕する必要があります。
- ④町民が身近な地域で気軽に運動に親しむには、地域スポーツの活性化が重要な課題です。教育委員会・スポーツ推進委員会を中心に地区体育委員と協力し地域スポーツ活動を推進する組織化が必要です。
- ⑤スポーツ講習会や各種教室の内容を再検討し、周知方法に工夫を凝らす必要があります。

目的と基本方針

対象 町民

意図 生涯を通じてスポーツや運動に親しむ。

- 町民の多様なスポーツニーズにこたえ、身近な地域で気軽に運動に親しむ環境の整備を進めるとともに、生涯スポーツに触れる機会を創出し地域に根づいたスポーツの振興を図ります。
- 町民が、スポーツに「関心や興味を持ち・気軽に取り組み・自主的に継続できるよう」段階を追った支援に努めます。
- 主体的、継続的な競技スポーツを担う体育協会の活動と、子どもたちのスポーツ振興を担うスポーツ少年団の活動を支援します。
- 既存体育施設の計画的な施設整備や改修、備品等の更新を進め、生涯スポーツの場の確保と利便性の向上に努めます。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	週1回以上、スポーツや運動をしている町民の割合	45.5%	▶ 55.0%	町民アンケートにおいて、スポーツや運動など、身体を動かすことに「ほぼ毎日」「週に1回程度」取り組んでいると回答した人の割合
B	体育協会加盟競技団体数/登録者数	20団体/ 1,418人	▶ 20団体/ 1,250人	町体育協会加盟団体数及び会員数

施策 22 生涯スポーツの推進

(1) スポーツ意欲の高揚

対象 町民

意図 地域からスポーツや運動への意欲や関心が高まる。

スポーツに取り組む人の底辺を広げるため、各地区に体育委員の設置を進め、組織化のための支援を行います。既に組織化されている地域には、活動の継続と活性化につながる支援を行います。また、幼児期から少年期のスポーツへの取り組みは、その後のスポーツライフを築く基盤となることから、子どもたちが身近な地域でスポーツに取り組める環境と機会の提供に努めます。

(2) スポーツ機会の充実

対象 町民

意図 スポーツや運動をする機会を得られる。

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の町民が、生涯を通じ健康な生活を送るために、継続してスポーツに取り組める機会の充実に努めます。また、体育協会加盟団体の支援を継続し、指導者の確保・育成を進め、スポーツ教室の維持を図ります。

(3) スポーツ環境の整備

対象 町民

意図 スポーツや運動をする場を得られる。

町民誰もが身近な地域で、安全・継続的にスポーツに取り組めるよう、町内各体育施設の適切な維持管理に努めます。また、多種多様なニーズに対応するための施設整備や改修、備品等の更新を進め、施設の有効利用を推進します。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) スポーツ意欲の高揚	地域体育協会設置数	1団体	3団体
	スポーツ少年団の団体/団員数	18団体/438人	18団体/380人
(2) スポーツ機会の充実	体育協会加盟団体の教室開設数	43教室	44教室
(3) スポーツ環境の整備	体育施設利用者数	89,503人	90,000人

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- スポーツや運動に関心を持ち、教室やイベント、団体・グループ活動に積極的に参加する。
- スポーツや運動の楽しさを広め、仲間づくりを行うなど、普及啓発に取り組む。
- 指導者となり、さらには後継者を育成する。
- 町のスポーツ推進計画に関心を持ち、今後町の進むべき方向性を認識し、できることに協力・参加する。
- 町民が一堂に会する年一回の大イベントである町民体育祭に関心を持ち協力・参加する。

行政の役割

- スポーツ教室や大会を開催するなど、スポーツや運動に取り組むきっかけと、機会の提供を行う。
- 体育施設の整備と管理運営を行い、スポーツや運動を行う場を提供する。
- スポーツや運動を行う人・団体の活動を支援する。
- スポーツ推進計画を広く町民に周知し、町のスポーツに対する方向性を認識してもらう。
- 改編された町のスポーツ関連団体のあり方を再度確認し、それぞれの特性を活かした団体の活性化・組織化を支援する。

基本目標Ⅳ 豊かな心と文化を育むまち

施策 23 文化財の保存と活用

【個別計画・関連条例等】みなかみ町教育大綱

現状

- ①本町には、国指定文化財8件、県指定文化財22件、町指定文化財73件、計103件に上る多くの指定文化財があり、その中には「水上石器時代住居跡」や「矢瀬遺跡」など学術的にも大変貴重なものも含まれています。これらの指定文化財は、町と地域との協力により大切に保存管理されています。
- ②町内に伝わる群馬県指定の「古馬牧の人形浄瑠璃」や「羽場日枝神社の獅子舞」をはじめとする太々神楽・祇園祭など、多くの伝統芸能は人々の暮らしの中で受け継がれています。しかし、文化を守り継承する環境は厳しさを増しています。
- ③従来は文化財の保護が重視されてきましたが、近年は活用も含めた施策へシフトされてきています。

課題

- ①指定文化財は現在、大切に管理されていますが、今後、時代の経過と変化する社会情勢の中、遺失や風化、管理者不足や老朽化によって失われていくことが懸念されます。文化財の計画的な保存と普及活動を進めることが必要となっています。
- ②伝統芸能は、過疎化や高齢化に伴う後継者不足や道具等の損傷などによって、その継承や保存が厳しい状態です。これまで受け継がれてきた伝統を絶やさぬよう、効果的な施策を考える必要があります。
- ③文化財の保護が前提にありますが、活用も含めた施策の展開が求められています。また、活用には、一過性ではない恒常的な活用を進める必要があります。

目的と基本方針

対象 ①町民
②町内の文化財

意図 ①文化財に対する意識を高め、保存と活用を行う。
②適切に保存される。

- 文化資産の総括的な把握と計画的な保存を進め、町民に文化財や伝統芸能に触れる機会を創出することで、文化資産を身近に感じ、郷土に対する理解と関心を高めます。
- 町内に残る多くの文化財や伝統芸能を引き続き適切に保護・継承するとともに、町内に眠る未指定の文化資産の調査を進めます。
- 文化財施設とそこで行われる伝統行事を併せて保存するなど、文化資産の価値を高め活用につなげます。活用を行うにあたっては、その活用によって与える文化資産への影響を認識したうえで、関係各署と連携して広域的に検討を行います。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	地域の伝統芸能に参加している町民の割合	8.5%	▶ 8.3%	町民アンケートにおいて、地域の伝統芸能(祭りや神楽、獅子舞など)に参加していると回答した人の割合
B	指定文化財の数	102件	▶ 105件	国、県、町の指定を受けている文化財の数
C	地域で継承されている伝統芸能の数	30件	▶ 30件	地域で継承されている神楽や獅子舞、祇園祭などの数

基本事業と取り組み方針

施策 23 文化財の保存と活用

(1) 文化財の保存

対象 ①保存に携わっている人
②町内の文化財

意図 ①積極的に保存活動を行う。
②適切に保存される。

文化財管理者との連携のもと適切な保護・保全に努めます。また、地域に伝わる伝統芸能は、映像媒体に残すとともに、後継者の確保・育成や活動存続に必要な支援を行います。町の財産である文化財を「守り・後世へ繋ぐ」を基本に保護・継承に努めます。

(2) 文化財の活用

対象 ①町民
②町内の文化財

意図 ①文化財に関心を持つ。
②広く周知される。

文化財案内看板の整備やパンフレットの作成により、一層の周知を行います。また、地域の文化財を知り、身近に感じることで町民の郷土に対する理解と関心を高めます。さらに、資料館の展示に工夫を凝らすなどし施設の価値を高め、資料館を活用した学習機会の充実や史跡を観光資源としてPRし、集客につなげるなどの活用を図ります。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 文化財の保存	文化財の保護活動者数	672人	600人
	適切に保存される文化財の数	102件	105件
(2) 文化財の活用	資料館の入館者数	1,164人	800人
	文化財の見学者数	68,331人	21,000人

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 身近にある地域文化や文化財に関心を持ち、その重要性を認識するとともに、保護・活用に協力する。
- 地域の伝統行事に積極的に参加し、後世に継承する。

行政の役割

- 建物・史跡・美術工芸・天然記念物等の有形文化財を調査し保護・管理する。
- 後継者の育成を支援するなど、無形文化財の継承を推進する。
- 町民が郷土や歴史への認識を深められるよう、資料館の活用を図り文化財に関する情報提供・発信をするなど、普及啓発活動に取り組む。
- 文化財行政の枠にとらわれず、関係各署と連携して文化財の活用事業を展開する。

基本目標 V 地域をささえるひとづくり

施策 24 平和と人権の尊重

【個別計画・関連条例等】核兵器廃絶平和の町宣言

現状

- ①学校や職場内でのいじめ、また、インターネットなどを悪用した名誉毀損やプライバシーの侵害など、社会情勢の変化とともに人権問題が年々深刻化しています。
- ②本町の審議会や委員会等への女性の登用率は増加傾向で推移していますが、県の平均を下回っている状況です。
- ③町民アンケートによると、「全ての核兵器を速やかに廃絶すべきだと感じている町民の割合」は高いですが、身近な問題ととらえている町民の割合は不明確であります。2006年(平成18年)9月に「核兵器廃絶平和の町宣言」を宣言しましたが、平和式典・戦没者追悼式への参加者は年々減少傾向にあります。
- ④表面化している児童や高齢者、障害者などへの虐待には対応できる体制ができていますが、潜在的な虐待があることが懸念されます。

課題

- ①人権擁護委員等による小・中学校での人権教室などを積極的に行う必要があります。また、インターネットによる人権侵害が問題となっているので、町民向けのインターネット教室などを行い、正しい知識を学ぶ機会の提供が必要です。
- ②女性登用率を向上させるため、関係部署と連携を図り、各種審議会・委員会に対する積極的な働きかけを推進する必要があります。
- ③平和の問題を身近に感じてもらえるよう、平和式典・戦没者追悼式のあり方を検討する必要があります。
- ④虐待に発展する前に悩みを相談できる窓口の体制強化と、的確な対応により虐待を未然に防止する必要があります。

目的と基本方針

対象 町民

意図 平和や人権への意識を高め、お互いを尊重する。

- 町民の人権に対する意識を高めるとともに、相談・保護体制を強化することで、人権侵害の軽減を図ります。
- 男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にとらわれずあらゆる分野において個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。
- 核兵器廃絶平和の町として、平和の問題を町民の身近な問題としてとらえられるようメッセージを発信していきます。

施策の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A 過去1年間に、人権侵害を受けた町民の割合	5.3%	5.0%	町民アンケートにおいて、過去1年間に差別や虐待、名誉毀損などの人権侵害を受けたことがあると回答した人の割合
B 全ての核兵器を速やかに廃絶すべきだと感じている町民の割合	87.2%	90.0%	町民アンケートにおいて、全ての核兵器を速やかに廃絶すべきであると「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合

施策 24 平和と人権の尊重

(1) 人権意識の高揚

対象 町民

意図 人権についての正しい理解と認識を深め、意識を高める。

さまざまな人権課題についての理解・認識を深め、町民の人権意識を高めるため、講演会や広報を活用した啓発活動などに努めます。また、地域・学校・家庭において人権意識の啓発、人権教育の充実に取り組みます。

(2) 相談・保護体制の強化

対象 人権侵害を受けた人

意図 人権に関するトラブルや悩みを解決できる。

高齢者や障害者、児童に対する虐待防止のため、予防・早期発見・早期対応を推進します。また、配偶者等からの暴力などの相談に対応するため、相談機能を充実させ、専門機関との連携を図ります。

(3) 男女共同参画の推進

対象 町民

意図 自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる。

学校、家庭、地域において、男女共同参画社会に対する理解を促すための教育や学習機会の充実に図り、男女共同参画意識の醸成に取り組みます。また、行政への女性の参画を促進するとともに、性別にかかわらず社会活動に参画しやすい環境づくりを推進します。

(4) 平和意識の高揚

対象 町民

意図 平和への意識を高める。

核兵器廃絶平和の町として、平和式典・戦没者追悼式や学校教育などの場において、町民の平和に対する意識を高めるとともに、核兵器の廃絶と真の恒久平和の実現に向けたメッセージを発信していきます。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 人権意識の高揚	人権講演会参加者数	80人	200人
(2) 相談・保護体制の強化	人権に関する相談件数	28件	34件
(3) 男女共同参画の推進	審議会・委員会等における女性登用率	14.4%	30.0%
(4) 平和意識の高揚	平和式典・戦没者追悼式参加者数	140人	140人

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 平和や人権を身近に感じ、意識を高める。
- 町民がお互いに尊重しあい、思いやる意識を高める。
- 性別にかかわらず、社会のあらゆる分野における活動に参画する。

行政の役割

- 平和や人権に関する啓発活動を学校や生涯学習の場で行う。
- 性別にかかわらず、社会活動に参画し、活躍できる環境をつくる。
- 児童や高齢者、障害者などへの虐待の実態を把握し対策を講じる。

基本目標 V 地域をささえるひとづくり

施策 25 交流連携の推進

【個別計画・関連条例等】みなかみハピネス計画

現状

- ①本町はこれまで、4つの団体と連携協定を締結しました。また、ハピネス計画により連携している企業とは、当初の契約期間である5年経過後も引き続き連携していくことが確認できています。
- ②東京藝術大学とは、間を取り持ったNPOが解散してしまいましたが、町との協働を継続し、近年では地域に根ざした活動も行っており、活動に協力してくれる地元住民も現れ始めています。
- ③これまで8つの団体と友好協定を締結することができ、観光や防災分野における個別協定の締結に至った団体も複数あります。また、友好都市との物産交流は回を重ねるごとに活気づいていることが見て取れます。2013年度(平成25年度)に締結した台湾台南市とは、インバウンドにより町の観光資源をPRした結果、来訪者が増加しました。

課題

- ①更なる連携強化を図るとともに、今後も引き続き連携できるよう、相乗効果の育まれる関係を構築する必要があります。
- ②東京藝術大学の活動範囲を地域的に拡大し、より地域に根ざした活動を目指せるよう支援する必要があります。
- ③友好都市協定については、観光・物産交流が中心となっているが、今後は文化や経済などへも交流の幅を広げ、さまざまな町民が交流することを目指す必要があります。

目的と基本方針

対象 ①町外の人・団体
②町民

意図 町に魅力を感じ、相互のまちづくりに協力する。

- 提携団体数を増やすことから、交流事業内容の深化へと考え方をシフトし、密な交流が図れるよう検討します。
- 交流をおこなう双方にとって効果的な交流のあり方を考え、実行に努めます。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	いずれかの団体と友好協定や連携協定を締結していることを知っている町民の割合	実績なし	50.0%	町民アンケートにおいて、企業や自治体と連携協定や友好都市協定を締結していることを知っていると回答した人の割合
B	友好協定を締結している団体と交流したことのある町民の割合	実績なし	20.0%	町民アンケートにおいて、友好都市との交流事業に参加したことがあると回答した人の割合
C	友好協定都市住民でみなかみ町を知っている人の割合	実績なし	80.0%	みなかみ町を知っている友好都市住民の割合
D	友好協定都市住民でみなかみ町を訪れたことのある人の割合	実績なし	20.0%	みなかみ町を訪れたことのある友好都市住民の割合

基本事業と取り組み方針

施策 25 交流連携の推進

(1) 交流連携機会の創出

対象 町内外の人・団体 **意図** 幅広い分野に交流機会を提供する。

町内外の人や団体のニーズを把握しながら、産業や教育、スポーツ、文化や防災などさまざまな分野において本町の魅力を発信するとともに、みなかみユネスコエコパークの多彩なフィールドを活用した交流連携機会の創出を図ります。

(2) 交流連携の強化

対象 交流連携している町内外の人・団体 **意図** 交流人口を増やしなが、信頼関係を深化させる。

交流連携先に合わせ、産業や教育、スポーツ、文化、防災などさまざまな分野において、互いの理解を一層進め、より深い連携を目指します。そのために、事業者交流の促進や特産品の紹介と販売の強化、教育やスポーツ、文化を通じた住民交流を促すことで連携を強化し、また、交流が継続できるよう支援します。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 交流連携機会の創出	交流事業の回数	28回	30回
(2) 交流連携の強化	交流事業への町民の参加者数	160人	180人

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 交流事業に積極的に参加し、交流相手に町の魅力等をPRする。
- 交流事業をきっかけに知り合った相手や団体等との交流を継続させ、参加していく。

行政の役割

- 町民及び町内の団体等に対し、交流する機会を提供し、交流事業を支援する。
- 交流を通じてまちづくりを積極的に行う、または関心を持つ人材を育成し、人的ネットワークを構築する。
- 交流が継続し、より発展していくよう支援する。

基本目標 V 地域をささえるひとづくり

施策 26 移住定住の促進

【個別計画・関連条例等】 町営住宅長寿命化計画

現状

- ①本町の人口は、1955年(昭和30年)の35,696人をピークに、少子化や若者の都会への流出などを背景に、2015年(平成27年)には19,347人まで減少(減少率:45.8%)し、高齢化率も35.6%に達するなど、過疎化と高齢化が急速に進展しており、深刻な問題となっています。
- ②転出者数は、転入者数を大幅に上回る状況で、2017年度(平成29年度)の社会増減率は県平均が0.05%のところ、本町は△0.96%に減少しており、この傾向が今後も続いたとすると、約30年後には人口12,000人を下回り、高齢化率も約50%になると推計されており、若者を中心とした都市部への転出が問題となっています。

課題

- ①本町では、10歳代後半～30歳代の減少率が大きくなっており、地域社会の機能が低下し住民が今までどおりの生活を維持することが困難になることが懸念されるため、移住定住を促進することで、地域の活性化を図る必要があります。
- ②町内外の人たちに町の魅力を発信するとともに移住定住希望者のニーズに応じた環境整備が課題となっています。

目的と基本方針

対象 ①町民
②町外の人

意図 ①町で暮らし続ける。
②町に移住する。

- 移住定住に関する情報提供や相談体制を整えるなど、町の魅力発信を強化します。
- 空き家等を活用した住宅や宅地の供給や移住定住を支援するための新たな制度を創設するなど、移住定住しやすい環境を整備します。

施策の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A 転入者数/転出者数	430/615人	436/550人	町外から町内へ転入した人数/町内から町外へ転出した人数
B 移住に関する相談件数	33件	100件	町に寄せられた移住に関する相談件数
C 移住者数/移住世帯数	66人/29世帯	115人/50世帯	町内に移住された人数及び世帯数

基本事業と取り組み方針

施策 26 移住定住の促進

(1) 町の魅力と情報の発信

対象 町民、町外の人 **意図** 町の魅力を知り、住みたいと感じる。

暮らしているからこそ実感できる町の魅力や、町外の人を感じる町の魅力、土地建物など住環境に関するさまざまな情報を収集して取りまとめ、移住定住専門の情報をホームページで公開するなど、町の魅力と情報の発信に努めます。

(2) 移住定住環境の整備

対象 町民、町外の人 **意図** 居住するための条件が整う。

町内の空き家に関する情報を継続して収集し、空き家バンクの物件情報の拡充を図り、また町営住宅や町有施設等を活用し、移住定住希望者のニーズに応じた住宅情報や移住体験の場を提供できる体制を整備します。また、移住定住希望者へ有効な支援を行い、本町に移住定住し生活するうえでの障害を軽減させることで、移住定住を促進します。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 町の魅力と情報の発信	移住定住に関する町ホームページへの延べアクセス件数	40,000件	50,000件
(2) 移住定住環境の整備	住み続けたいと思う町民の割合	67.6%	70.0%

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 町に住み続ける。
- 移住者の周辺住民は、移住者が地域にとけ込みやすい環境をつくる。

行政の役割

- 住む場所として、町を選んでもらえるような情報の提供や支援を行う。
- 「移住・交流情報ガーデン」「ぐんま暮らし支援センター」と連携した移住情報の提供を行う。
- 移住相談窓口を充実させ、ワンストップで対応できるようにする。

基本目標 V 地域をささえるひとづくり

施策 27 町民による地域づくりの推進

【個別計画・関連条例等】みなかみ町まちづくり基本条例

現状

- ①少子高齢化の影響により、地域活動の継続が困難になってきている地区が現れ始めています。
- ②各地区で継続的に行われてきた道普請や地区行事などについては、今後、担い手不足により継続が困難になることが懸念されます。
- ③「地域づくり^{*}」という言葉の認識の違いから、「地域づくり活動＝特別な活動」と考えている人が多くいると推測されます。
- ④一部の地域では、町民の主体的な活動が広がりつつあり、町民の地域づくりに対する意識の向上と、それに伴う自助・互助・共助の精神が見直されつつあります。

課題

- ①少子高齢化に対応した地域活動の継続及び充実が課題となっています。
- ②地域づくり活動の担い手の確保が求められています。
- ③町民の地域づくりに対する理解を深め、取り組みやすい機会と環境づくりが必要です。
- ④町民の自助・互助・共助の活動をより一層活発化させることが課題となっています。

目的と基本方針

対象 町民

意図 地域づくりを担う。

- 少子高齢化に対応した地域活動の継続とともに、更なる充実を図るため、町民の地域づくりに対する理解を深め、担い手の育成と取り組みやすい環境づくりを推進します。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	地域づくり活動に関心を持っている町民の割合	実績なし	▶ 80.0%	町民アンケートにおいて、地域づくり活動を行ってみたいと回答した人の割合
B	地域づくり活動に参加したことがある町民の割合	44.7%	▶ 70.0%	町民アンケートにおいて、過去1年間に地域づくり活動を行ったことがあると回答した人の割合
C	まちづくり活動補助金を活用した事業件数	14件	▶ 40件	まちづくりを目的とした補助金を活用した事業の件数(まちづくり協議会の事業を含む)



▶ 猿ヶ京武者行列

- 地域づくり…持続可能な地域の形成に向け、地域の住民や団体が主体的となる行の公益的・共益的な取り組み
- コミュニティ…同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている人々の集まり(社会)のこと。また、特定の地域問題の解決や前進に向け、一定の分野に特化した活動を行うコミュニティを「テーマコミュニティ」という。

施策 27 町民による地域づくりの推進

(1) 地域づくりを担う意欲の向上

対象 町民

意図 自ら地域づくりを担う意識が高まる。

多くの町民に地域づくりに対する意識や理解を深めていただき、地域活動の重要性を認識してもらうため、地域づくりに関する情報の普及啓発に取り組みます。

(2) 担い手の育成

対象 町民

意図 地域づくり活動のリーダーを輩出する。

研修や講演などを通じて、地域づくりの核となる主導者育成の環境づくりに努めるとともに、現役の主導者については、後継者の発掘や育成に努めてもらえるよう促します。

(3) 活動しやすい環境づくり

対象 町民

意図 地域づくり活動をしやすくなる。

地域づくり活動の場の確保や機会の創出、また、各種事業に対する支援を行い、活動力の向上を図るとともに、町民の誰もが積極的に参加できる体制づくりに努めます。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 地域づくりを担う意欲の向上	まちづくり団体活動支援補助金の申請件数	14件	16件
(2) 担い手の育成	リーダーの人数	29人	32人
(3) 活動しやすい環境づくり	活動しやすいと感じている団体リーダーの割合	実績なし	80.0%

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 地域づくりへの関心や意識を高め、地域コミュニティ[※]やテーマコミュニティなどの活動に積極的に参加する。
- 地域の課題解決に向けた取り組みや、ニーズに沿った活動を地域住民が主体となって行う。

行政の役割

- 地域コミュニティやテーマコミュニティの住民自治活動を支援する。
- 町民や地域づくり団体に国や県の地域づくりに関する補助金助成制度を周知するとともに、町独自の支援制度を通して地域づくり活動を支援する。

基本目標 VI 効率的で効果的な行政運営

施策 28 計画的な財政運営の推進

【個別計画・関連条例等】みなかみ町公共施設等総合管理計画

現状

- ①2012年度(平成24年度)の群馬県貸付金の繰上償還及び新規発行地方債の抑制等を要因として、実質公債費比率^{*}及び将来負担比率^{*}の減少傾向等により、財政の健全化がうかがえます。しかし、普通交付税において、2021年度から合併算定替による加算措置がなくなり、標準財政規模が縮小することから、今後、財政の硬直化の進行が予想されます。
- ②保有している公共施設の多くが建設から数十年が経過しており、老朽化が著しい状態となっています。また、町村合併後の施設の統廃合等の遅れが類似施設の存置や、維持管理費の増加原因となっています。

課題

- ①経常経費の削減や事務事業の見直しを行うとともに、各施策と連動した計画的かつ効率的な財源配分、また、徴収体制の強化や自主財源の確保を図る必要があります。
- ②全ての公共施設を対象とし、2014年度(平成26年度)に策定された公共施設等総合管理計画^{*}に基づき、個別施設計画の策定に努めるとともに、施設の適正配置や類似施設の統廃合等の検討を進める必要があります。

目的と基本方針

対象 町の財政

意図 計画的に運営される。

- 自主財源の安定的確保と財源の効率的な活用を図りながら、計画的な財政運営を推進します。
- 非効率的な公共施設の管理や運営を見直すとともに、統廃合等を推進し、公共施設の有効活用を図ります。

	施策の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	積立基金現在高(普通会計)	7,947百万円	4,479百万円	普通会計における積立基金の年度末現在高
B	公共施設数(インフラ施設を除く)	実績なし		インフラ施設を除いた公共施設の数



▶本庁舎と町道駅坂線

●実質公債費比率…借入金(地方債)等の返済額の程度を指標化し、資金繰りの程度を示すもの。
 ●将来負担比率…地方自治体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
 ●公共施設等総合管理計画…公共施設等の老朽化や人口減少を勘案し、全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画

施策 28 計画的な財政運営の推進

(1) 積立基金の活用

対象 積立基金

意図 効果的に活用される。

財政調整基金及び特定目的基金等のバランスを考慮し、計画的・効果的な活用を図ります。

(2) 財源の確保

対象 財源

意図 確保される。

町税の現年課税分徴収率の向上を図るなど、自主財源の確保に努めます。また、滞納繰越額の圧縮に向けて県との連携を推進します。

(3) 公共施設の効率的な運営

対象 公共施設

意図 効率的に運営される。

今後策定予定の個別施設計画に基づき、公共施設の管理形態や運営方法の見直しを行い、更新・統廃合・複合化・長寿命化を推進します。

(4) 町有資産の利活用による財源の確保

対象 普通財産（土地）

意図 有効活用される。

空きスペースや未利用町有地について、貸付や売却処分等を積極的に推進し、財源の確保に向けた有効活用を図ります。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 積立基金の活用	積立基金繰入金	329百万円	▶ 1,036百万円
(2) 財源の確保	町税徴収率(現年課税分/滞納繰越分)	97.2/5.1%	▶ 98.3/11.8%
(3) 公共施設の効率的な運営	公共施設削減率	実績なし	▶ ↗
(4) 町有資産の利活用による財源の確保	普通財産(土地)売却・貸付面積	実績なし	▶ ↗

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 税金や使用料・保険料・負担金等を自主的に完納する。
- 町の財政運営に関心を持ち、財政状況を知る。

行政の役割

- 最小の経費で最大の効果を上げられるよう、コスト、経営意識を持ち、バランスのとれた財政運営を行う。
- 財政の実態を分かりやすく公表し、税の意義や役割を正しく伝える。
- 税収等の確保に努める。

基本目標 VI 効率的で効果的な行政運営

施策 29 事業効果の向上の推進

■現状

- ①本町では定期的に発行を行っている「広報みなかみ」や、ホームページなどのさまざまな媒体で情報発信を行っています。町民と行政が一体となってまちづくりを進めるためには、町政の動向を町民に周知し、行政の取り組みに対して興味や関心を持ってもらうことが求められます。
- ②昨今の著しい社会経済情勢の変化に伴い、町民の行政需要は多様化・高度化していることから、地方自治体が担う役割は今後ますます高まることが予想されます。

■課題

- ①広報誌やホームページなどの内容充実と利便性の向上を図り、町民と行政が情報を共有することでまちづくりに一体となって取り組む体制を構築する必要があります。また、広く町民の意見や提案を受け入れる機会の充実を図る必要があります。
- ②適正な事務処理を行うとともに、町民のニーズに沿った施策や基本事業の改善・見直しを行う必要があります。

■目的と基本方針

対象 行政サービス

意図 機能が向上される。

●PDCAサイクルの考え方にに基づき、町民のニーズに沿った事業を展開するとともに、事務の効率化を図ります。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	年度目標を達成した施策の成果指標の割合	39.0%	100.0%	第2次総合計画前期基本計画において策定した目標値を達成した成果指標の割合
B	納めた税金が、行政サービスとして十分に提供されていると感じている町民の割合	41.7%	50.0%	町民アンケートにおいて、行政サービスが十分に提供されていると「思う」「どちらかといえば思う」と回答した人の割合

▶カルチャーセンター



基本事業と取り組み方針

施策 29 事業効果の向上の推進

(1) 事業効果の向上

対象 施策、基本事業 **意図** 効果を高める。

施策及び基本事業について、適切な評価を行うとともに、町民ニーズに対する的確性、有効性や効率性などを精査し、再編・整理に努めます。

(2) 広報広聴体制の充実

対象 町民 **意図** 町政を知り、意見や要望を提示する。

町政に関する情報を、広報誌やホームページなどの媒体を活用して迅速かつ分かりやすく町民に提供します。また、町民のニーズを町政に反映させるため、町民アンケートなどを活用し、意見や要望の集約に努めます。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 事業効果の向上	年度目標を達成した基本事業の成果指標の割合	実績なし	100.0%
(2) 広報広聴体制の充実	必要な行政情報を入手できている町民の割合	55.8%	65.0%
	町政に自分の意見を提示したことがある町民の割合	6.4%	10.0%

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 町政の動向に関心を持つとともに、さまざまな機会を通じて町政に対し意見や要望を表明・提案する。
- 行政サービスの見直しについて理解・協力し、その一役を担う。

行政の役割

- 行政としての現状・課題等を積極的に町民に伝え、情報の共有を図る。
- 町民が簡易に意見を提示できるような環境づくりに努める。
- 行政サービスの取捨選択と改善を図る。

▶小川島から本庁舎を望む



基本目標 VI 効率的で効果的な行政運営

施策 30 効率的な組織運営の推進

【個別計画・関連条例等】みなかみ町職員研修計画

現状

- ①広い町域を有していることや、合併後13年と比較的若い自治体という実情もありますが、全国の類似規模の町村と比較すると、依然職員数は多い状態となっています。行政需要の高度化・多様化により、今後、職員一人ひとりの業務量の増加が懸念されるため、効率的な組織体制を構築することが求められています。
- ②町民アンケートによると、3分の2の町民が職員の応対・接遇に好感を持てると回答している一方、職員の能力向上を求める意見や要望なども見受けられます。

課題

- ①少子高齢化や人口減少の進行などに即するとともに、定年延長の導入といった社会の変化に対応するため、本町の地勢等を勘案した適正な定員管理計画を策定する必要があります。また、行政需要に応じた適材適所な人員配置をより一層推進し、合理的な組織・機構の構築を図り、持続可能な行政運営に努める必要があります。
- ②時代に即した行政サービスの提供や、町民満足度の向上を図るため、職員一人ひとりの資質や能力の向上に向けた人材育成、また、専門的知識や技術の習得を目的とした研修プログラムが必要です。

目的と基本方針

対象 組織

意図 効果的に機能する。

- 多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応するため、組織の見直しや効果的な人員配置を図ります。
- 職員の資質の向上や意識改革を図るための人材育成に取り組みます。

施策の成果を測る指標		現状値 2016年度	目標値 2022年度	指標の説明
A	町の職員数	245人	240人	一般職に属する職員(教育長を除く。)について、4月1日現在の在職者数
B	職位に求められる能力を発揮していると評価された、評価項目の割合	85.5%	90.0%	人事評価制度の能力評価において、期待を越える能力・姿勢を「十分発揮した」、「発揮した」と評価された項目の割合



▶ 役場本庁舎

基本事業と取り組み方針

施策 30 効率的な組織運営の推進

(1) 効果的な組織運営

対象 組織

意図 効果的に機能する。

総合計画を実現するための組織体制を構築し、施策や事務事業が効率的かつ効果的に執行できる適材適所な人員配置に努めます。

(2) 人材の育成

対象 職員

意図 資質を向上させる。

人事評価制度を活用し、職員のやる気と能力を高めるとともに、人事評価結果に基づく処遇反映制度を構築し適正に運営します。また、研修実施計画に基づき職位や経験年数毎の研修への受講を奨励します。さらに、語学研修等を活用しグローバル化に対応する職員の育成を図ります。

基本事業	基本事業の成果を測る指標	現状値 2016年度	目標値 2022年度
(1) 効果的な組織運営	職員の年次有給休暇消化率	30.4%	▶ 35.0%
(2) 人材の育成	職員の応対・接遇に好感を持てると感じている町民の割合	65.5%	▶ 70.0%

町民と行政の役割分担

町民(事業所・地域・団体)の役割

- 組織の見直しや職員の育成について理解・協力し、その一役を担う。

行政の役割

- 少人数で効果的なサービスが提供できる組織・体制づくりに努める。
- 職員一人ひとりの資質や能力向上のための育成を推進する。

▶月夜野大橋からの遠望



資料編

計画策定の経緯

年 月 日	調査・会議など	内 容
2017年(平成29年) 4月1日(土)～4月21日(金)	町民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果指標の現状を把握 ・ 満20歳以上の男女個人2,000人を無作為抽出(2017年(平成29年)3月抽出) ・ 回収率 49.85%
5月24日(水)	第1回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画策定に係る体制について ・ 審議会委員の選考について
6月13日(火)～6月27日(火)	施策別マネジメント会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016年度(平成28年度)の振り返り、総括
7月10日(月)	第2回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定に係る役割の確認について ・ 審議会委員の公募について
10月17日(火)	第1回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会について ・ 役員の互選について ・ 総合計画について
10月27日(金)	職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値設定方法について ・ 基本事業設定方法について
11月13日(月)～12月5日(火)	第1回施策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次総合計画後期基本計画の振り返り ・ 成果指標及び目標値の設定
12月19日(火)	第2回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想の概要について ・ 基本計画(案)について
2018年(平成30年)1月9日(火)	第3回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定進捗状況について ・ 基本構想の概要について ・ 基本計画について
1月15日(月)～2月6日(火)	第2回施策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の基本事業と取り組み方針の検討
1月25日(木)	第3回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画に関する意見について ・ 目標設定と役割分担について
2月21日(水)	第4回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過報告について ・ 施策体系の確認について ・ 基本事業の担当課確認について
3月2日(金)	第4回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過報告について ・ 基本計画に関する意見について ・ 基本計画の施策の基本事業について
3月15日(木)	第5回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画に関する意見について
3月27日(火)	第5回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過報告について ・ 答申(案)について ・ 報酬の支払いについて
3月27日(火)	総合計画審議会答申	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画(案)について答申
12月5日(水)～12月19日(水)	パブリックコメント (意見公募)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画(案)に対する町民意見募集 広報及び町ホームページに掲載

みなかみ町総合計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第18号

改正 平成19年3月26日条例第15号

平成28年3月11日条例第7号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、みなかみ町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じみなかみ町総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合戦略課において処理する。

(平19条例15・平28条例7・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第15号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月11日条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

みなかみ町総合計画審議会名簿(2017年(平成29年)10月17日～2018年(平成30年)3月27日)

1号委員(議会議員)

No.	役職名	氏名	公職名等
1	委員	林喜美雄	議会議長
2	委員	原澤良輝	議会副議長
3	委員	林一彦	総務文教常任委員長
4	委員	高橋市郎	厚生常任委員長
5	委員	中島信義	産業観光常任委員長

2号委員(地域代表)

No.	役職名	氏名	公職名等
1	委員	佐藤芳太郎	区長会長
2	委員	石坂郡二	区長会副会長
3	委員	石井敬一	区長会副会長
4	委員	平井満則	地域代表
5	委員	川名泉	地域代表
6	委員	渡辺靖彦	地域代表
7	委員	北爪快	地域代表
8	委員	宇野将之	地域代表
9	委員	原沢智子	地域代表

3号委員(有識者)

No.	役職名	氏名	公職名等
1	会長	小野里光敏	商工会長
2	副会長	深津卓也	観光協会代表理事
3	委員	高橋俊信	農業委員会会長
4	委員	河合進	社会福祉協議会長
5	委員	利根川太郎	体育協会会長
6	委員	鈴木春美	婦人会長

策定委員会名簿(2017年(平成29年)5月24日～2018年(平成30年)3月31日)

No.	役職名	職名	氏名	備考
1	委員長	副町長	鬼頭春二	2017年(平成29年)10月29日まで
2	副委員長	教育長	増田郁夫	2017年(平成29年)10月29日まで
3	委員	総務課長	原澤志利	2017年(平成29年)10月30日から 副委員長代理
4	委員	総合戦略課長	宮崎育雄	2017年(平成29年)10月30日から 委員長代理
5	委員	エコパーク推進課長	高田悟	
6	委員	税務課長	岡田宏一	
7	委員	町民福祉課長	内田保	
8	委員	子育て健康課長	鈴木伸一	
9	委員	生活水道課長	高橋孝一	
10	委員	農政課長	田村雅仁	
11	委員	観光商工課長	澤浦厚子	
12	委員	地域整備課長	古川文雄	
13	委員	会計課長	中島直之	
14	委員	教育課長	杉木隆司	
15	委員	議会事務局長	高橋康之	



第2次みなかみ町総合計画

発行年月：2019年2月

発 行：群馬県みなかみ町

編 集：総合戦略課

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

TEL 0278(62)2111 FAX 0278(62)2291

<http://www.town.minakami.gunma.jp/>



みなかみ町

第2次みなかみ町総合計画

2019年2月

発行 群馬県みなかみ町

編集 総合戦略課

